

共通対策編

第1章

総 則

第1節 目的

- この計画^(※1)は、浜松市防災会議が本市における防災対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし、作成するものである。

【災害対策本部事務局】

※1 災害対策基本法第42条の規定

第2節 計画の構成

- 浜松市地域防災計画は、次の各編により構成する。

1 共通対策編

- 各種災害及び大規模事故の対策に共通な事項を定める。

2 風水害等対策編

- 風水害等による災害対策について定める。

3 地震・津波対策編

- 南海トラフ地震・津波の災害対策について定める。
- 南海トラフ地震防災対策推進計画^(※1)を含む。
- 本編の被害想定は、平成25年6・11月に静岡県が策定した第4次地震被害想定結果に基づく。

4 大規模事故対策編

- 道路、鉄道、船舶、航空機、火災等による災害対策について定める。

5 資料編

- それぞれの対策に関わる資料を掲載する。

【災害対策本部事務局】

※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく。

第3節 計画の作成・修正

1 浜松市防災会議

- 本市の地域防災計画の作成及びその実施のほか、防災に関する重要事項を審議するため、浜松市防災会議を置く^(※1)。
- 防災会議の編成は、別に示す編成図^(※2)の通りとし、運営は別に定める条例及び要綱^(※3)による。

2 計画の修正

- この計画は、毎年定期的に検討を加え^(※4)、修正する必要があるときは速やかに修正する。

【災害対策本部事務局】

※1 災害対策基本法第16条第1項に基づく。

※2 浜松市防災会議編成図/資料2-1

※3 防災会議条例/資料1-1、運営要綱/資料1-2

※4 災害対策基本法第42条の規定

第4節 計画の推進に当たって

【災害対策本部事務局】

1 他の計画及び法令等との関係

- この計画は、静岡県地域防災計画との整合性を有する。
- この計画は、本市の地域に係わる防災総合対策の基本としての性格を有するものであって、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図る。

2 要領等の作成

- 市、防災関係機関、事業所及び自主防災組織等は、この計画に基づき、各々が処理すべき防災業務について必要な事項を具体的に要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進を図る。

3 計画の習熟

- 市、防災関係機関、事業所及び自主防災組織等は、日ごろから訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努める。

第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱^(※1)

【災害対策本部事務局】

- 市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設^(※2)の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、本地域に係る防災に寄与するものとし、概ね次表の事務又は業務を処理する。

※1 災害対策基本法第42条第2項第1号に基づく。

※2 災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときに被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設。

1 市

市	① 浜松市防災会議に関する事務 ② 防災に関する組織の整備 ③ 防災に関する訓練の実施 ④ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 ⑤ 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 ⑥ 消防、水防その他の応急措置 ⑦ 警報の伝達及び避難の指示 ⑧ 情報の収集伝達及び被害調査 ⑨ 被災者の救難、救助その他の保護 ⑩ 災害による被害を受けた園児、児童及び生徒の応急教育 ⑪ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生 ⑫ 緊急輸送路の確保 ⑬ 災害復旧の実施 ⑭ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
---	--

2 県

県	① 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務 ② 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整
県警察(※3)	① 情報の収集、伝達及び被害調査 ② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助 ③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視 ④ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持 ⑤ 復旧・復興事業からの暴力団の排除

※3 浜松市警察部ほか市域を管轄する警察署。

3 指定地方行政機関

- 指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、本市が行う防災上の諸活動について、それぞれの業務について協力する。

総務省 東海総合通信局	① 災害時に備えての電気通信施設(※4)の整備のための調整及び電波の監理 ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の本市への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 ⑤ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること ⑥ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省 東海財務局 (※5)	① 災害時における財政金融対策及び関係機関との連絡調整に関すること ② 災害時における応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省 静岡労働局 (※6)	① 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する労働災害予防の指導 ② 事業場等の被災状況の把握 ③ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 ④ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省 関東農政局 (※7)	① 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握 ② 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援 ③ 被災地の食料事情の把握 ④ 農林水産業に関する被害状況の把握

※4 有線電気通信施設及び無線通信施設。

※5 静岡財務事務所

※6 浜松労働基準監督署

※7 静岡県拠点

林野庁 関東森林管理局 (※8)	① 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関するこ と ② 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること	※8 天竜森林管理 署
国土交通省 中部地方整備局 (※9)	管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次 の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 ・ 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回 線等の確保及び防災拠点の充実 ・ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ・ 中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応 急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエクス パート制度の活用 ・ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の 整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施 ・ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・ 事業者への伝達手段の確保 ・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の 情報共有 ② 初動対応 ・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)及 び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、本市が行う被 災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期 復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両 の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、静岡県西部地 域道路啓開検討会道路啓開オペレーション計画に基づいて道路啓 開を実施 ③ 応急・復旧 ・ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ・ 緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 ・ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水 防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定 緊急水防活動の実施 ・ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板 や道の駅等の道路情報提供装置を用いた情報の周知 ・ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 ・ 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸 送路の確保 ・ 中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせに基づく 自主的な応急対策の実施	※9 浜松河川国道 事務所

	・ 所管施設の緊急点検の実施 ・ 情報の収集及び連絡 ・ 道路施設、堤防・水門等河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 ・ 要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために出動
国土交通省 中部運輸局 (※10)	① 所掌事務に係る災害情報の収集・伝達 ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達斡旋、特定航路への就航勧奨 ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導の実施 ④ 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)への速やかな対応のための船舶運航事業者等との連絡体制の強化及び船舶動静の把握並びに緊急時の港湾荷役態勢の確保 ⑤ 必要と認めるときは船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令措置 ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 ⑦ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導 ⑧ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立及び緊急輸送に使用できる車両等の把握並びに緊急時の出動体制の整備 ⑨ 必要と認めるときは自動車運送事業者に対する輸送命令措置 ⑩ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣
国土地理院 中部地方測量部	① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用 ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、防災関連情報の利活用 ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用 ④ 災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等の実施
気象庁 東京管区气象台 (※11)	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ② 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 ③ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市長から通報されたとき、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措

※10 静岡運輸支局

※11 静岡地方気象台

	置を実施 ④ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施 ⑤ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供 ⑥ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ⑦ 本市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑧ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (※12)	① 災害予防 ・ 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 ・ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ・ 港湾の状況等の調査研究 ② 災害応急対策 ・ 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 ・ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ・ 活動体制の確立 ・ 船艇、航空機等による海難救助等 ・ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 ・ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 ・ 要請に基づく関係機関及び本市の災害応急対策の実施に対する支援 ・ 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ・ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 ・ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 ・ 海上における治安の維持 ・ 巡視船艇等による主要港湾等の被害調査 ③ 災害復旧・復興対策 ・ 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の確認・指導 ・ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
環境省 関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関

※12 清水海上保安部

	する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局(※13)	① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

※13 浜松防衛事務所

4 指定公共機関

- 指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市が行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(独)国立病院機構(※14)	・ 知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動
日本赤十字社(※15)	① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること ② 血液製剤の確保及び供給のための措置 ③ 被災者に対する救援物資の配布 ④ 日本赤十字社の義援金の募集 ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ その他必要な事項
日本放送協会(※16)	・ 気象予報・警報、災害情報等その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路(株)(※17)	① 交通状況に関する情報連絡 ② 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ③ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ④ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 ⑤ 交通ネットワークの復旧
東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	① 鉄道防災施設の整備 ② 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ③ 災害時の応急輸送対策 ④ 災害時における応急救護活動 ⑤ 応急復旧用資材等の確保 ⑥ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した緊急避難場所への避難、誘導 ⑦ 被災施設の調査及び早期復旧

※14 天竜病院

※15 静岡県支部

※16 静岡放送局

※17 浜松保全・サービスセンター

西日本電信電話(株) (株)NTTドコモ東海支社	① 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 ② 電気通信の特別取扱い ③ 気象警報の伝達(西日本電信電話(株)) ④ 防災関係機関の重要通信の優先確保 ⑤ 公衆電気通信施設の被害調査及び災害復旧 ⑥ 防災関係機関の重要通信の優先確保 ⑦ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業(株) アストモスエネルギー(株) (株)ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ(株) ジクシス(株)	・ LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送
日本郵便(株)東海支社(※18)	① 災害の態様及び被災地の状況に応じ、次の郵便の取扱いに関する災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ、的確に実施 ・ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・ 被災者の救助を行う本市、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除 ・ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救援物資を購入するために必要な費用を充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配付 ② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める
日本通運(株)(※19) 福山通運(株)(※20) 佐川急便(株)(※21) ヤマト運輸(株)(※22) 西濃運輸(株)(※23)	① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運航 ② 災害時の応急輸送対策
中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株)(※24)	① 電力供給施設の防災対策 ② 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ③ 災害時における電力供給の確保 ④ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの

※18 浜松西郵便局
ほか市内の各郵便局

※19 静岡支店
※20 浜松支店
※21 浜松営業所
※22 浜松元浜センター
※23 浜松支店

※24 浜松支社、浜北営業所ほか関係事業場

	広報 ⑤ 被災施設の調査及び復旧
電源開発(株)^(※25) 電源開発送電ネットワーク(株)	① 電力供給施設の防災対策 ② 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ③ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用した広報 ④ 被災施設の調査及び復旧
KDDI(株)^(※26) ソフトバンク(株) ^(※27) 楽天モバイル(株)	・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
(一社)日本建設業連合会^(※28) (一社)全国中小建設業協会	・ 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
(株)イトーヨーカ堂 イオン(株) ユニー(株) (株)セブンイレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	・ 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 ・ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

※25 佐久間電力所
ほか市内の各事業所

※26 中部総支社
管理部
※27 名古屋事業所

※28 中部支部

5 指定地方公共機関

- 指定地方公共機関は、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市の行う防災活動が円滑に進むよう、その業務に協力する。

土地改良区	① 土地改良施設の防災対策 ② 農地たん水の防排除活動 ③ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
サーエナジー(株) ^(※29)	① ガス供給施設の防災対策 ② 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ③ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握 ④ 必要に応じて代替燃料の供給 ⑤ 災害応急復旧の早期実施
(一社)静岡県LPガス協会 ^(※30)	① ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 ② 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ③ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ④ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
遠州鉄道(株) 天竜浜名湖鉄道(株)	① 鉄道、軌道施設の整備 ② 災害対策に必要な物資、人員等の輸送確保

※29 浜松支社

※30 西部支部、浜北地区会、浜松北地区会、浜松中地区会、浜松東地区会、浜松南西地区会

	③ 災害時の応急輸送対策 ④ 被災施設の調査及び復旧
(一社)静岡県トラック協会(※31) 商業組合静岡県タクシー協会(※32)	① 災害対策に必要な物資、人員等の輸送確保 ② 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社	① 管轄する道路の建設及び維持管理 ② 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ③ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ④ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 ⑤ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送(株)(※33) (株)テレビ静岡(※34) (株)静岡朝日テレビ(※35) (株)静岡第一テレビ(※36) 静岡エフエム放送(株)	・ 気象予警報、災害状況、その他あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
(一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案時の協力(※37) ③ 災害時の口腔ケアの実施(※38) ④ 災害支援ナースの派遣(※39)
(公社)静岡県栄養士会	① 要配慮者(※40)等への食料供給に関する協力 ② 避難所における健康相談に関する協力
(一社)静岡県建設業協会(※41)	・ 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

※31 西部支部、北遠支部
※32 浜松市タクシー協会、浜名湖北遠支部

※33 浜松総局
※34 浜松支社
※35 浜松支局
※36 浜松支局

※37 (公社)静岡県薬剤師会、(公社)静岡県看護協会及び(公社)法人静岡県病院協会を除く。
※38 (一社)静岡県歯科医師会
※39 (公社)静岡県看護協会
※40 高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者
※41 (一社)浜松建設業協会、(一社)天竜建設業協会

※42 浜松基地

6 自衛隊

陸上自衛隊 東部方面隊 第1師団 第34普通科連隊	① 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 ② 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方総監部	① 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 ② 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第1航空団(※42)	① 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 ② 災害時における応急復旧活動

7 その他防災関係機関等

- その他防災関係機関等は、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市が行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

浜松市消防団	① 災害予防、警戒及び災害応急活動 ② 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ③ 予警報の伝達 ④ その他災害現場の応急作業
浜松市水防団	・ 水防施設、資材等の整備及び水防活動

(一社)浜松市医師会 (一社)浜松市浜北医師会 (一社)引佐郡医師会 (一社)浜名医師会 (一社)磐田医師会 (一社)浜松市歯科医師会 (一社)浜松市薬剤師会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案時の協力(※43) ③ 災害時の口腔ケアの実施(※44)
産業経済団体	① 浜松商工会議所その他商工業関係団体 ・ 市が行う商工業関係、被害調査についての協力 ・ 災害時における物価安定についての協力 ・ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力 ② とびあ浜松農業協同組合(本店ほか)、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合(天竜支店ほか)、浜名漁業協同組合 ・ 農林水産物の被害調査についての協力 ・ 災害時における農産物、魚介類の確保 ・ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③ 建設業関係団体等(※45) 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力 ④ 観光協会 ・ 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 ・ 災害時における宿泊者の救護 ・ 災害時における避難者の救護応援協力
浜松エフエム放送(株) 浜松ケーブルテレビ(株)	・ あらかじめ市と締結した協定に基づく放送
(福)浜松市社会福祉協議会	① 災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの設置・運営 ② 生活福祉資金の貸付け ③ 社会福祉協議会の義援金への対応
(公財)浜松国際交流協会	① 災害時多言語支援センターの設置・運営 ② 外国人住民に対する防災意識の啓発 ③ 外国人コミュニティとのネットワークの構築
自主防災組織 自治会	① 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 ② 住民に対する情報の連絡、収受 ③ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 ④ 被災者に対する応急救護、炊出し、救援物資等の配分に関する協力
その他防災上 重要な施設の 管理者	① 所管に係る施設についての防災管理 ② 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ③ 当該施設に係る災害復旧

※43 (一社)浜松市薬剤師会を除く。
 ※44 (一社)浜松市歯科医師会

※45 浜北建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、一般社団法人静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、細江町水道工事協同組合、三ヶ日水道工事協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか。

第6節 市の自然環境

【災害対策本部事務局】

1 地形の特徴

- 本市北部地域は、南アルプス赤石山脈（赤石岳 3,121m）とその手前の山々が広域に広がり、これらの山地斜度は 30 度を超えるところが多い。また、この地域は、海底堆積岩の褶曲^{しゅうきよく}山地で占められており、古い年代の地層は折りたたまれるように強く褶曲し、山地の起伏で斜面の傾斜が大きく、山崩れなど土砂災害の危険箇所が多い。
- 急峻な山地を侵食する河川は、天竜川のように急流となり、山地を侵食して多量の砂礫^{されき}を運び、三角洲性扇状地を形成している。
- 北縁にあたる長野県境の青崩峠^(※1)から天竜区佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って南東側は西南日本外帯として結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。
- 本市南部の海岸地帯には第四紀の地層でつくられた沖積海岸平野と段丘群が分布する。段丘は台地状に見えるため洪積台地とも呼ばれる。洪積台地は三方原台地などで代表される。
- 浜名湖は、総面積 70.27km²で外海とつながっている汽水湖で、三方原台地前面が沈降したために溪谷となって入江を形成してできあがったと考えられ、佐鳴湖も入江の一つの跡である。

※1 天竜区水窪町

2 気候^(※2)

- 本市は、気候が温暖な気象条件にある。平野部の年平均気温は 16～17℃となっている。しかし、冬期は季節風による強い風が吹き、10m/s 以上になる日も観測される。また冬から春先にかけては、乾いた西よりの風（からっ風）が吹く。
- 雨量は平野部では全般に少なく、年間雨量は約 1,800～2,000mm となっている。一方、天竜川中流・上流域では、年間総量は 2,100～2,600mm と多くなっている。

※2 浜松特別地域
気象観測所気候表/
資料編 5-8

第7節 過去に発生した主な災害と予想される災害

【災害対策本部事務局】

- この計画において想定する災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により生じる被害だけでなく、大規模な火事又は爆発等大規模な被害の発生を伴う人為的原因により生じる被害のすべてを含むものである。
- 具体的には、次のような過去に発生した災害の状況及びそれに要した応急対策並びに復旧状況に基づき、気象、地勢等その特性によって起り得る災害の危険を想定するものである。

1 過去に発生した主な災害

(1) 風水害 (※1)

○ 昭和 34 年 9 月 26 日 台風第 15 号 (伊勢湾台風)

死 者		5 人	・ 台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発達し、北北西から北に進み、26 日 18 時 30 分ごろ紀伊半島南部に上陸した。
負傷者		56 人	
行方不明者		1 人	
住家	全 壊	441 戸	・ この時の中心気圧は 929.5hpa であったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖に去った。
	半 壊	1,635 戸	
	流 失	11 戸	
	床上浸水	403 戸	・ 26 日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は浜松で南南西 26. 4m/s を観測し、所々に突風があった。
	床下浸水	1,688 戸	
非 住 家		4,192 戸	・ 雨は 26 日 16 時から 24 時にかけて強く降り山岳方面で 1 時間雨量は 30～35mm に達し、天竜川中流域で 200～350mm であった。
流 埋	田 畑	52ha	
		34ha	・ 台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。
冠 水	田 畑	1,810ha	
		1,522ha	

○ 昭和 46 年 8 月 31 日 台風第 23 号

死 者		1 人	道 路	501 箇所	・ 南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は 915hpa となった。
負傷者		8 人		68 箇所	
住家	全壊	15 戸	河 川	213 箇所	・ 台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半島、静岡県南岸を通過するときは 985hpa となったため、風による被害は少なかったが、雨は静岡県下全域に 150mm～300mm、多いところで 400mm となった。そのため被害はほぼ県下全域に発生した。
	半壊	65 戸		358 箇所	
	一部損壊	174 戸		836 箇所	
	床上浸水	1,458 戸			
	床下浸水	9,446 戸			
非 住 家		116 戸	通信施設		
流 埋	田 畑	14.5ha			
		26.5ha			
冠 水	田 畑	4,836ha			
		768ha			

※1 被害件数は、いずれも県内の総数。

○ 昭和 49 年 7 月 7 日 台風第 8 号及び梅雨前線による集中豪雨（七夕豪雨）

死 者		44 人	文教施設 道 路 橋 河 川 砂 防 水 道 がけ崩れ 鉄 道 船 舶 通信施設	72 箇所	・ 沖の鳥島付近の近海で発生した台風は、次第に北上して7月7月夕刻ごろには対馬海峡を通過し、日本海中部に達した。 ・ 一方、梅雨前線は東海地方西部にあったが、台風第8号の北東進にあわせ同日夕刻ごろには静岡県西部県境に達した。 ・ 梅雨前線の動きは非常に遅く、静岡県内を通過するのに7～10時間を要した。 ・ 時間雨量 50～70mm の強雨が継続し、24 時間降雨量は508mm という気象台創設以来の記録となり、県下各地で山・がけ崩れ、河川洪水による冠水などの被害が発生した。
負傷者		241 人		3,381 箇所	
住 家	全壊	241 戸		210 箇所	
	半壊	350 戸		2,933 箇所	
	一部損壊	152 戸		77 箇所	
	床上浸水	26,452 戸		92 箇所	
	床下浸水	54,092 戸		4,299 箇所	
非 住 家		2,221 戸		7 箇所	
流 埋	田	846ha		12 隻	
	畑	516ha		1,791 回線	
冠 水	田	8,082ha			
	畑	2,151ha			

○ 昭和 50 年 10 月 7 日、8 日 低気圧と前線による大雨

死 者		6 人	道 路 橋 堤 防 がけ崩れ 船 舶 水道施設	918 箇所	・ 上海沖から東進してきた低気圧は、7 日に瀬戸内海西部に達した。この低気圧から東にのびる温暖前線により静岡県では 7 日の夜半を中心に沿岸部で強風となった。 ・ 低気圧は進路を東から北東に変えて日本海に入り、その後も北東進した。 ・ これにより温暖前線は 8 日 6 時には、静岡県の北方に去り、強風はおさまったが、後続する寒冷前線が通過するまでは降雨があり、大きな被害をもたらした。
負傷者		18 人		86 箇所	
住 家	全壊	4 戸		707 箇所	
	半壊	11 戸		428 箇所	
	一部損壊	49 戸		7 隻	
	床上浸水	2,864 戸		50 箇所	
	床下浸水	16,572 戸			
非 住 家		45 戸			
流 埋	田	53ha			
	畑	24ha			
冠 水	田	4,769ha			
	畑	773ha			

○ 平成 16 年 10 月 9 日 台風第 22 号による大雨と台風

死 者		5 人	文教施設	86 箇所	・ 10 月 4 日フィリピンの東の海上で発生した台風第 22 号は、沖の鳥島の南海上で「非常に強い台風」となり、中心気圧 920ha、最大風速 50m/s まで発達し、その後も非常に強い勢力を保ったまま、9 日 16 時に、伊豆半島へ上陸した。 ・ 静岡県内は 9 日午後にも暴風域に入り、石廊崎では最大瞬間風速 67.6m/s の非常に強い風を観測した。 ・ また、台風の北上に伴い東海地方から関東地方にかけて停滞していた前線の活動が活発となり、御前崎では 9 日 15 時に 1 時間 89mm の豪雨を記録した。
負傷者		100 人	病 院	1 箇所	
行方不明者		1 人	道 路	1,128 箇所	
住 家	全壊	130 戸	橋りょう	17 箇所	
	半壊	277 戸	河 川	310 箇所	
	一部損壊	3,913 戸	港 湾	6 箇所	
	床上浸水	310 戸	砂 防	3 箇所	
	床下浸水	1,041 戸	水 道	3,823 箇所	
非 住 家		1,343 戸	清掃施設	6 箇所	
流 埋	田	3ha	がけ崩れ	708 箇所	
	畑	204ha	鉄道不通	6 箇所	
冠 水	田	3ha	船舶被害	15 隻	
	畑	42ha	電 話	2,800 回線	
			電 気	135,920 戸	
			ガ ス	1 戸	
			ブロック塀	8 箇所	

○ 平成 27 年 9 月 7、8 日 台風第 18 号と前線による大雨

死 者		0 人	文教施設	1 箇所	・ 太平洋沿岸に停滞する前線の影響により、大気の状況が不安定となった。また、台風第 18 号が 9 月 7 日 3 時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。9 日 7 時に豊橋市の南を北北西に進んだ後、10 時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。21 時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。 ・ 静岡県内は前線の影響により、6 日朝から雨となり、その後 9 日は台風の影響により雨が継続し、大雨となった。 （静岡地方気象台 平成 27 年台風第 18 号と前線による大雨に関する静岡県気象速報より抜粋）
負傷者		5 人	道路・橋りょう	70 箇所	
行方不明者		0 人	河 川	5 箇所	
住 家	全壊	0 戸	がけ崩れ	24 箇所	
	半壊	0 戸	電 気	3,580 戸	
	一部損壊	1 戸			
	床上浸水	22 戸			
	床下浸水	90 戸			
非 住 家		0 戸			
流 埋	田	0.07ha			
	畑	0ha			

○ 平成 30 年 9 月 29、30 日、10 月 1 日 台風第 24 号による大雨と暴風

死 者		0 人	文教施設 病 院 道 路 橋りよう 河 川 水 道 清掃施設 がけ崩れ 鉄道不通 電 気 ブロック塀	221 箇所	・ 台風第 24 号は、30 日に四 国の南海上を北東に進み、 暴風域を伴い、非常に強い 勢力を維持して和歌山県田 辺市付近に上陸した。その 後、東海、関東甲信、東北 地方を北東に進み、10 月 1 日 12 時に日本の東海上で 温帯低気圧に変わった。 ・ 静岡県では、30 日夜から強 風となり、夜遅くから 10 月 1 日未明にかけて広い範囲で 暴風となり、猛烈な風を観測 したところがあった。 ・ また、本州の南海上に停滞 する前線の影響で、29 日明 け方から断続的に雨となり、 30 日夜から 10 月 1 日未明 にかけては、山地を中心に猛 烈な雨となった。 (静岡地方気象台 平成 30 年台風第 24 号に関する静岡 県気象速報より抜粋)
負傷者		30 人		2 箇所	
行方不明者		0 人		608 箇所	
住 家	全壊	1 戸		1 箇所	
	半壊	9 戸		16 箇所	
	一部損壊	2,703 戸		2,855 戸	
	床上浸水	0 戸		12 箇所	
	床下浸水	0 戸		6 箇所	
非 住 家		209 戸		1 箇所	
流 埋	田	0ha		741,701 戸	
	畑	0ha		4 箇所	

○ 令和元年 7 月 22 日 豪雨 (記録的短時間大雨情報) (※2)

死 者		0 人	道 路 がけ崩れ	7 箇所	・ 前線や低気圧に向かって、 南から湿った空気が流れ込 み、太平洋側を中心に大気 の状態が非常に不安定にな った。浜松市南部付近では、 22 日 22 時 10 分までに 1 時 間に約 110mm の猛烈な雨が 降ったとみられ、「記録的短 時間大雨情報」が発表され た。 (日本気象協会ホームページ から抜粋)
負傷者		0 人		4 箇所	
行方不明者		0 人			
住 家	全壊	0 戸			
	半壊	0 戸			
	一部損壊	1 戸			
	床上浸水	21 戸			
	床下浸水	42 戸			
非 住 家		0 戸			

※2 被害件数は、
市内の総数。

○ 令和4年9月23、24日 台風第15号 (※3)

死 者		0 人	文教施設 道 路 橋りょう 河 川 がけ崩れ	2 箇所	・ 9 月 23 日夜のはじめ頃から 24 日明け方にかけて、台風 第 15 号の影響により、静岡 県では猛烈な雨が降り、記録 的短時間大雨情報が 16 回 発表されるなど記録的な大 雨となった。 ・ 台風第 15 号は、9 月 22 日 09 時に日本の南で発生 し、進路を北西から次第に北 へ変え、23 日 21 時に紀伊 半島の南で熱帯低気圧に変 わり、北東へ進んだ後、24 日 09 時までには静岡県の南海 上で温帯低気圧に変わった (※4)。 ・ 静岡県では、大気の状態が 非常に不安定となり、さらに 局地的な前線で雨雲が発達 し、猛烈な雨となった。これに 加えて、台風の動きが比較 的ゆっくりであったため、同じ 地域に猛烈な雨が降る状況 が継続した。 (静岡地方気象台 令和 4 年 台風第 15 号に関する静岡県 気象速報より抜粋)
負傷者		5 人		115 箇所	
行方不明者		0 人		1 箇所	
				5 箇所	
				22 箇所	
住 家	全壊	2 戸			
	半壊	6 戸			
	一部損壊	7 戸			
	床上浸水	226 戸			
	床下浸水	190 戸			
非 住 家		1,514 戸			

※3 被害件数は、市内の総数。

※4 2022年台風第15号位置表(令和4年12月26日確定値)による。

○ 令和5年6月1日、2日、3日 台風第2号と前線による6月1日から3日にかけての大雨 (※5)

死者		1人	文教施設 道路 水道 電気	1箇所	・ 6月1日から3日にかけて、本州付近にある梅雨前線に向かって台風第2号からの非常に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、静岡県幅広い範囲で非常に激しい雨が降り、線状降水帯が断続的に発生するなど記録的な大雨となった。 ・ 大型の台風第2号は、6月1日9時に宮古島の南南東約90kmを北上し、2日は次日本の南を東に進んで、3日15時に伊豆諸島付近で温帯低気圧に変わった。 ・ 静岡県では、2日は幅広い範囲で雨雲が発達し、同じ地域に激しい雨や非常に激しい雨が長時間にわたって降った。 (静岡地方気象台 令和5年台風第2号と前線による6月1日から3日にかけての大雨に関する静岡県気象速報より抜粋)
負傷者		1人		164箇所	
行方不明者		0人		13戸	
住家	全壊	2戸		約1,900戸	
	半壊	4戸			
	一部損壊	4戸			
	床上浸水	68戸			
	床下浸水	67戸			
非住家		6戸			

※5 被害件数は、市内の総数。

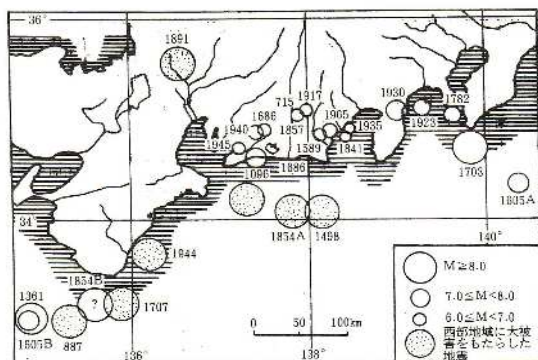
(2) 地震 (※6)

- 浜松地方に影響を与えた大地震の震源地は、大別すると東海道沖 (※7) と南海道沖であるが、そのうち静岡県西部地域に大きな被害を与えたのは、次のとおりである。

※6 被害件数はいずれも県内の総数。

※7 遠州灘沖

《県西部地域に被害を与えた主な地震の震央》



《県西部地域に被害を与えた巨大地震》

発生時代		震 央 規 模				被 害 概 要
西暦	和暦	経度 (E)	緯度 (N)	地域名	マグニチュード	
887	仁和 3	135.0	33.0	南海道 東海道沖	8.6	津波あり死傷者多し
1096	永長 1	137.3	34.2	東海道沖	8.4	駿河津波による民家等 400 余流出
1361	正平 16	135.0	33.0	南海道沖	8.4	沼津、阿波に津波
1498	明応 7	138.0	34.0	東海道沖	8.6	浜名湖今切決壊
1605	慶長 9	134.9	33.0	南海道沖	7.9	浜名湖口橋本で 100 戸中 80 戸流失 死者多数、船が山際まで打ち上げ
1707	宝永 4	135.9	33.2	東海道 南海道沖	8.4	死者及び潰家多数 富士山噴火、宝永山が生ず

安政東海地震	① 発震時	嘉永 7 年(1854 年)12 月 23 日 9 時頃
	② 震央	137.8° E 34.0° N(遠州灘沖東部海底)
	③ 規模	マグニチュード 8.4
	④ 安政東海地震の震度分布は、下図のとおりである。記録によれば沿岸全般に大津波が起り潰焼失家屋約 30,000 戸、死者 2,000～3,000 人を数え、記録に残る地震災害では西部地域に最大の被害を与えた地震であるといわれている。(※8)	
	⑤ 東海道の各宿場は、壊滅的な被害を被っており、家屋の倒壊は軟弱地盤の低地に留まらず台地上でも生じており、浜松も人家の過半がつぶれたと記録されている。	

※8 被害数値は「静岡県史 別編 2 自然災害誌」(静岡県)による。

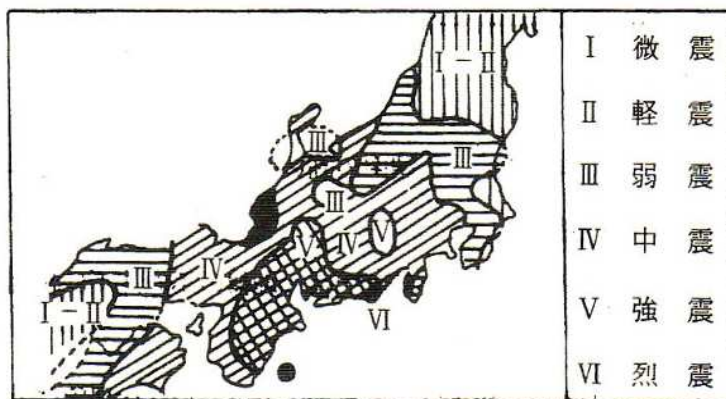
安政東海地震の震度分布



東南海地震

- ① 発震時 昭和 19 年(1944 年)12 月 7 日 13 時 36 分
- ② 震央 136.6° E 33.8° N(東南海沖)
- ③ 規模 マグニチュード 8.0
- ④ 震度 浜松 5
- ⑤ この地震による震度分布は下図に示すとおりで、被災地域を通じての被害は、死者 1,223 人、負傷 2,864 人、住家全壊 17,611 戸、半壊 36,565 戸であった。(※9)

東南海地震の震度分布図



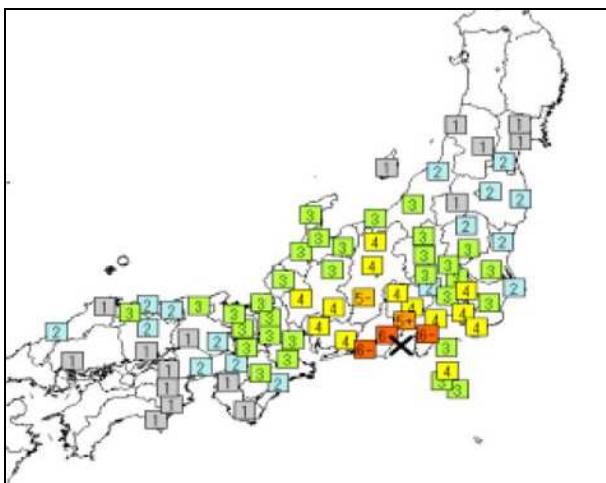
※9 被害数値は飯田(1985)「昭和 19 年 12 月 7 日東南海地震の震害と震度分布、飯田没事教授論文選集 東海地方地震・津波災害誌」による。

駿河湾を震源とする地震

(※10)

- ① 発震時 平成 21 年(2009 年)8 月 11 日 5 時 7 分
- ② 震央 138° 29.9' E 34° 47.1' N(駿河湾)
- ③ 規模 マグニチュード 6.5
- ④ 震度 浜松市 4
- ⑤ この地震による震度分布は下図に示すとおりで、被災地域を通じての被害は、死者 1 人、負傷 319 人、住家全壊 0 戸、半壊 6 戸、一部損壊 8,672 戸であった。

※10 被害数値は内閣府「駿河湾を震源とする地震について(平成 22 年 3 月 16 日 19 時 00 分現在)」による。



震度分布図(※11)

※11 震度分布図は気象庁報道発表資料(平成 21 年 8 月 11 日 6 時 45 分)「2009 年 8 月 11 日 05 時 07 分頃に駿河湾で発生した地震について」による。

2 予想される災害

(1) 地震・津波

- 今世紀前半には、前回発生から約 80 年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って連続して地震が発生する可能性も考えられる。
- 平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえ、静岡県が公表した第 4 次地震被害想定^(※12)によれば、本市では駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震・津波では、最悪 2 万 3 千人を超える死者数が想定されている。

(2) 複合災害・連続災害

- 1 つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体の災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。
- 本市の場合、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に伴い、大規模事故などが複合的に起こるなど、最悪の事態を想定する必要がある。
- また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

※12 駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波(以下、「レベル 1 の地震・津波」という。)と、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(以下「レベル 2 の地震・津波」という。)(以下、2 つのレベルを併せて「レベル 1・2 の地震・津波」という。)に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行なったもの。

第2章

災害予防計画

- この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

- この計画は、災害時における通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るためのものである。

1 無線通信施設の現況

無線の種類		業務の内容
防災行政無線(※1)	同報系(※2)	市災害対策本部から市民等への情報の伝達、避難誘導等
	地域防災無線(※3)	市災害対策本部、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との気象情報や災害情報の収集、伝達等
防災相互通信用無線(※4)		市災害対策本部と県・近隣市町、防災関係機関等との災害情報の収集、伝達等
消防救急無線(※5)		消防救急活動
衛星系無線(VSAT)		災害時における他都市との情報伝達
航空無線(※6)		航空活動
消防団無線(※7)		消防団活動
水道無線(※8)		上下水道関係の災害応急対策等
静岡県防災行政無線(※9)		市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達
衛星携帯電話		市災害対策本部等及び孤立予想地区の自治会との災害情報の収集、伝達等

【災害対策本部事務局、消防局、上下水道部】

※1 無線局の台数/資料編 8-3
 ※2 防災行政無線（同報系）/資料編 8-4
 ※3 地域防災無線/資料編 8-5
 ※4 防災相互・無線/資料編 8-6
 ※5 消防救急無線/資料編 8-7
 ※6 航空無線/資料編 8-8
 ※7 消防団系デジタル無線/資料編 8-9
 ※8 水道無線/資料編 8-10
 ※9 設置場所/市危機管理課、市消防局情報指令課

- 防災行政無線が輻輳したり、電波が届かなかつたりする地域(※10)の場合は、衛星携帯電話(※11)により通信を行うほか、防災相互無線などの簡易無線を活用する。
- 防災関係機関等相互間の通信手段について、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。

※10 孤立予想集落など
 ※11 衛星携帯電話設置場所/解説・運用編 3-1

2 通信施設の防災対策

- 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保などに努める。

3 整備計画

- 災害時における情報収集の迅速化を図るため、防災行政無線をはじめ、消防無線、救

急無線、水道無線、衛星携帯電話の整備を図るとともに、避難行動要支援者（「共通対策編 第3章 第10節 災害時避難行動要支援者の避難支援」参照。以下同じ。）に配慮した多様な通信手段の整備に努める。

- 災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。
- 災害時に通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

4 障がいのある方への情報伝達体制の整備

- 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 資材・器材等の点検整備計画

- この計画は、市が保有する災害応急対策に必要な資材・器材を整備するとともに、災害時にその機能を有効適切に発揮できるよう、常にこれらの点検整備を進めるためのものである。

1 水防等に必要な備蓄資材・器材

- 水防団及び消防団は、その区域内における水防を十分に果たすため、水防に必要な資材・器材^{※1}を備蓄する。
- 毎年のお出水期前に点検を行い、資材使用後は速やかに補充整備を行う。

2 消防に必要な機械器具

- 市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、この災害による被害を軽減するため、消防に必要な機械器具^{※2}を確保し、その整備に当たっては、消防力の整備指針を参考とする。また、点検整備は常時行い、活動に万全を期する。

3 その他の資材・器材

- 防災用備蓄資器材の整備の充実を図る。
- 資材・器材の保有状況を把握するとともに平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資器材の整備に努める。

第3節 道路鉄道等災害防止計画

- この計画は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図るためのものである。

【災害対策本部事務局、消防局、土木部】

※1 水防倉庫及び資器材 / 資料編 14-1

※2 消防車両の配置状況 / 資料 10-1
消防特殊器具 / 資料編 10-2

【土木部】

1 現況

- 市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである（※1）。

（令和5年4月1日現在）

道路の種類		路線数	実延長(km)
一般国道		6	248.2
県道	主要地方道	15	206.8
	一般県道	52	475.5
計		73	930.5

- 市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。

（令和6年3月31日現在）

計画決定路線数	計画決定道路延長	整備済延長	整備率
144 路線	426,370m	289.828m	68.0%

- 道路は避難、救助、応急対策等の緊急活動のほか延焼防止にも有効であり、都市計画道路の整備と既存道路の機能確保を推進する必要がある。
- 災害時の道路利用に際しては、車両の重量による橋の通行制限（※2）や過去の災害等を参考にして危険と思われる箇所（※3）に関する注意が必要である。
- 道路危険箇所対策の進捗状況は、別に示す（※4）とおりである。

※1 一般県道には浜松御前崎自転車道線、浜名湖周遊自転車道線を含む。

※2 荷重制限橋の位置図/資料編 4-5
 ※3 水防上重大な影響のある橋梁/資料編 4-1
 ※4 道路危険箇所/資料編 4-4
 ※5 平成19年3月策定、平成24年見直し、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画期間。

2 整備計画

- 浜松市のみちづくり計画（※5）に基づき、災害に強いみちづくりを目指し、道路整備を推進する。
- 避難路の確保をはじめ、延焼防止、被災地区の孤立を防止するため、道路網の整備が必要であり、多目的な用途を有する幹線道路の整備を段階的に推進する。
- 既設道路の機能向上を図るため、橋梁の耐震化を進めるとともに、橋梁・トンネル等、長寿命化計画に基づきメンテナンスサイクル（点検⇒診断⇒措置⇒記録）を確実に回すことにより、道路施設の健全化に努める。
- 浜松駅周辺の中心市街地域での道路整備時には無電柱化を進め、道路空間や情報通信を確保し、火災などの都市災害への強化に努める。
- 市は、緊急輸送ルート of 確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携し、無電柱化の促進を図る。

3 災害予防計画

区分	内容
道 路 交 通 の 災害予防計画	道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 ア 安全設備等の整備

	イ 防災体制の確立(情報連絡を含む) ウ 異常気象時の交通規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 交通規制の実施状況に関する広報
鉄道の 災害予防計画	鉄道事業者は、列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。 ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立 ウ 異常気象時における運転の停止等 エ 運行規制の実施状況に関する広報

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部、市民部、都市整備部、土木部、区本部、学校教育部】

第4節 防災知識普及計画

- この計画は、地震等の災害による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民、各組織等を対象に、地震等の防災に関する知識と防災対応の啓発・指導を行い、個々の防災力の向上を図るためのものである。

1 普及の方法と内容

- 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- 市は地域のコミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際、災害時要配慮者^(※1)(以下「要配慮者」という。)に十分配慮し、避難行動要支援者^(※2)を支援する体制が整備されるよう努める。
- 被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点から防災知識の普及及び防災対策を推進する。
- 家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
- 専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。
- 市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や実務者等の参画の下で開発・活用するなど、防災に関する理解向上に努める。
- 防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。
 - ・ 学校教育、社会教育を通じての普及
 - ・ 職員及び関係者に対する普及(市職員の教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、風水害においては気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用することにより、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。)
 - ・ 講習会・講演会等の開催

※1 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等をいう。
※2 「共通対策編第2章 第12節 要配慮者支援計画」避難行動要支援者個別避難計画による。

- ・ ラジオ、テレビ、新聞、浜松市防災マップ等のインターネットによる防災知識の普及

- ・ 浜松市防災学習センター^(※3)の活用による防災知識の普及
- ・ 広報誌等の印刷物による防災意識の普及

○ 市は、防災知識の普及に当たっては、周知徹底の必要性が高い事項を重点的に進める。

- ・ 防災気象・情報に関する知識
- ・ 市地域防災計画の概要
- ・ 自主防災組織の意義
- ・ 災害危険箇所に関する知識
- ・ 災害時の心得
 - ① 災害情報等の聴取方法
 - ② 停電時の心構え
 - ③ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・自分にとって都合の悪い情報を無視するなどの正常性バイアス等の先入観を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、親戚・知人宅等自宅よりも安全な建物の緊急避難場所・避難路等の事前確認の徹底
 - ④ 非常持ち出し品の準備及び在宅で生活を継続するための準備（食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄）
 - ⑤ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ⑥ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
 - ⑦ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等の実施
 - ⑧ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の動画や写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- ・ 要配慮者、男女共同参画の視点及び性的マイノリティへの配慮
- ・ 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の醸成

※3 市民に防災に関する学習と体験の場を提供する、防災知識の普及及び啓発の拠点施設。

2 市職員に対する教育

○ 行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等、研修会などを通じて教育を行う。

- ・ 地震・津波等に関する基礎知識
- ・ 南海トラフ地震等の災害発生に関する知識
- ・ 第4次地震被害想定の内容
- ・ 静岡県地震対策推進条例^(※4)に規定する対策
- ・ 市地域防災計画の内容のほか、市が実施している防災対策
- ・ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取り組むべき行動に関する知識

※4 静岡県地震対策推進条例/資料編 22-2

- ・ 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- ・ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
- ・ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- ・ 家庭における防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- ・ 防災対策の課題その他必要な事項
- ・ 所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う

3 市民に対する防災思想の普及

- 市は、南海トラフ地震臨時情報の発表時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発する。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の性別によるニーズの違い等を認識し、男女共同参画の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ十分配慮するよう努める。
- 防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。
- 津波対策推進旬間、防災週間、地震防災強化月間、地域防災の日（※5）において、それぞれの目的に合わせて必要な啓発活動を実施する。
- 自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。
- 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために県が実施する、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料のアーカイブ化及び公開について協力をする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然防災伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

※5 津波対策旬間（3月11日を含む10日間）、防災週間（8月30日から9月5日まで）、地震防災強化月間（11月）、地域防災の日（12月の第1日曜日）。

一般的な啓発	① 啓発内容 ・ 南海トラフ地震等の基礎的な知識 ・ 第4次地震被害想定の内容 ・ 静岡県地震対策推進条例（※6）に規定する対策 ・ 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策 ・ 南海トラフ地震に関する情報の意義と、これらの情報発表時に取るべき行動等の基本的知識 ・ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ・ 地域、事業所等における自主的な防災活動と連携の重要性 ・ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ・ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 ・ 緊急避難場所、避難路その他避難対策に関する知識 ・ 危険なブロック塀等の対策、住宅の耐震診断と補強計画及び耐震改修の必要性に関する知識
--------	---

※6 静岡県地震対策推進条例/資料編 22-2

	・ 家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の知識 ・ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入 ・ 消火、救出救助、応急手当等に関する知識 ・ 避難生活に関する知識 ・ 男女共同参画の視点に立った防災活動 ・ 避難行動要支援者への配慮 ・ 安否情報の確認のためのシステム ・ 過去の災害史にかかわる古記録等 ② 手段・方法 ・ パンフレット、リーフレット、ポスターの配布や掲示をはじめ、映像や新聞、インターネット等を活用して普及を図る。 ・ 自主防災組織等が主催する防災に関する研修会・講座等に参加するとともに、講演会等を開催する。 ・ 浜松市防災学習センターを活用して、市民に防災の学習や体験の場を提供し、防災知識と意識の向上を図る。 ・ 消防体験センター（消防局 1 階）を活用して、防災の知識と技術の一層の理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。
各種団体への啓発	・ 市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会・学習会等を開催し、防災に関する知識の普及及び啓発に努める。 ・ 研修に際しては、必要な資料の提供や DVD（※7）等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 ・ 市は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。
ボランティア団体等の組織化の促進及び啓発	・ （福）浜松市社会福祉協議会は、地域のボランティア団体等の組織化を促進し、その連絡会等を通じて防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援への意識を高める。
文化財に対する防災知識の普及	・ 市は、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財サポーター、文化財保護活用団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。また、過去の歴史資料に基づく災害史情報を文化財講座、研修会、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等によって紹介し、意識啓発を図る。
外国人に対する啓発	・ 市は、（公財）浜松国際交流協会と連携して、外国人住民組織、地域住民組織、企業・事業所等と協力し、外国語版パンフレットの配布や防災に関する研修会、防災訓練の実施等を通し意識啓発を図る。

※7 浜松市独自防災啓発映像ほか。

自動車運転者 に対する啓発	・ 市は、浜松市交通事故防止対策会議と協力し、会議が実施する交通安全運動、また、会議を構成する団体が催す交通安全運転マナーの向上に関する講演会、研修会等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。
防災上重要な 施設管理者に 対する啓発	・ 市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての啓発に努める。
相談窓口	・ 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応じる。 ・ 総括的な事項及び特定の事項(建築)に関する相談窓口は次のとおり。 ＜総合相談窓口＞ 危機管理課、区役所の防災担当課、行政センター、支所、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所 ＜建築物等相談窓口＞ 本庁の建築担当課(建築行政課及び北部都市整備事務所)

4 園児、児童及び生徒に対する教育

- 市及び市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園、並びに保育所等（以下「学校等」という。）に対し、静岡県安全教育目標、浜松市立小中学校・幼稚園防災対策基準等により、園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は、県が私立学校及び私立幼稚園（以下「私立学校等」という。）に防災教育を実施する際に連携を図る。
- 学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、浜松市版防災ノート等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。
 - ・ 災害時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校等の防災訓練の充実や浜松市防災学習センター、消防体験センターでの体験学習を活用する。
 - ・ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
 - ・ 中学生、高校生を中心に応急手当の実践的技能の修得の徹底を図る。

5 防災関係機関

- 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、中部電力パワーグリッド(株)、ソーラエナジー(株)等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

【災害対策本部事務局、区本部】

- 本市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、必要な場面において調査研究を行う。
 - ・ 本市の地形、地質特性と自然災害の発生の関係について古文書などを通して過去の災害が与えた被害の概況を調査する。
 - ・ どのような災害がどのような場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
 - ・ 要防災地域の調査とあわせて、防災パトロールを実施する。
- 発生した災害ごとの状況を調査し、今後の防災対策の資料とする。

第6節 住民の避難体制

【災害対策本部事務局、健康福祉部、土木部、区本部】

- 市は、災害の危険が切迫した緊急時において一時的に安全を確保するための指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）及び避難者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）を指定し、日頃から市民への周知に努める。
- 市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

1 避難所等の指定、整備

- 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。
 - ・ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で避難者が避難生活を送るために避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。
 - ・ 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
 - ・ 学校を指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は、応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - ・ 避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努

めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、トイレ等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、非常用電源、地域防災無線・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

- ・ 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資やマスク、消毒液、感染症対策に必要な物資、簡易トイレ、災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- ・ 避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備による避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- ・ 「浜松市避難所運営マニュアル」や訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。また、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- ・ 平常時から別に定める対応方針^(※1)に基づき、避難所等における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- ・ 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

- 市は、在宅避難者や車中泊避難者など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、あらかじめ、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境の確保などに努める。また、車中泊を行う際の健康上の留意点や必要な備蓄について周知に努める。

※1 避難所及び緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症への対応方針について/資料編 15-5

2 福祉避難所

- 一般の避難所では生活することが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所^(※2)として指定し、公表することを検討する。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示することを検討する。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障がいのある方等の要配慮者にとって適切な生活環境が確保された場所への円滑な避難が可能となるよう、避難行動要支援者個別避難計画の策定などにより、平時から防災部局と福祉部局が連携して、地域の避難支援関係者などとの調整に努めるものとする。
- 要配慮者の特性に応じ、より多くの要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所の確保に努める。
- 福祉避難所の円滑な運営を行うため、市は「福祉避難所の指定及び開設・運営マニユ

※2 福祉避難所/解説・運用編 5-1

アル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練の実施を推進する。

- 災害時において円滑に福祉避難所を設置・運営できるよう、自主防災組織、自治会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。
- 災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。
- 要配慮者の直接避難を可能とする「指定福祉避難所」の指定に向けた検討をする。

3 2 次的避難所

- 県が指定する 2 次的避難所^{※3}は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として 7 日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは 2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

※3 2 次的避難所/
解説・運用編 5-2

4 避難所以外での滞在への配慮

- 市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の確保に努める。
- 市は、自主避難所等に避難している避難者の情報を把握する方法を調査・研究するよう努める。
- 避難者等の把握には地域の協力が必要不可欠であることから、市は自主防災隊に市からの一斉連絡メールへの登録を呼びかけ、一斉連絡メールを使用した把握方法の確立を進める。

5 避難誘導体制の概要

- 市は、「避難情報に関するガイドライン」^{※4}を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の判断基準、伝達方法を示すマニュアルを作成する。
- 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- 市は、水防関係団体と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。
- 市は、防災訓練の実施や区版避難行動計画の配付等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
- 市は、住民等の逃げ遅れを無くすために、今後起こりうる大規模災害に備えて、一人ひとりが「いつ」「どこに」避難するのかを事前に整理する「わたしの避難計画」や河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。
- 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム等によりあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- 市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、

※4 内閣府(防災担当)作成

自主防災組織、自治会、保健福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報伝達体制の整備、避難行動要支援者個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

- 市は、新型インフルエンザ等感染症^(※5)等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、危機管理課と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。
- 危機管理監、区（区長）又は地域本部（行政センター所長・支所長）は、市に避難指示等の発令のいとまがない場合は、市（市長）に代わって避難指示等の発令を行う。
- 自主防災組織は、地域の警戒や避難指示等の伝達・避難誘導を行うため、平常時より防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検・把握、避難計画及び台帳の作成等に努める。
- 不特定かつ多数の利用者がいる施設の管理者は、避難誘導等安全体制の確保に努める。
- 市民は、平常時より、ハザードマップ等を活用して自宅等の地域の危険性を把握し、避難行動に備えるよう努める。
- 市民は、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難指示等が発令されていなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報^(※6)等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- 市は、周知啓発に資するため、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

※5 新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。

※6 国土交通省、気象庁、都道府県が発表する、住民が自主的に避難行動を取るために参考とする情報。

6 避難所等の施設管理

- 市及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第7節 訓練計画

【全部局】

- この計画は、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図り、災害が発生したときの応急対策を円滑に進めるために、訓練の事項を定める。
- 市は、他の地方公共団体、防災関係機関、水防協力団体、非常通信協議会並びに民間企業、自主防災組織、自治会、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民の協力を得て、総合防災訓練を行う。また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、

同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

《訓練項目》

水防／消火／救出・救護／避難／誘導／通信情報伝達／交通規制／道路啓開
／物資輸送／避難所運営／給水・炊出し／応急復旧／遺体の収容

- 市及び関係事業者は、救助・救急関係省庁と「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 市災害対策本部等から応急対策活動に従事する全職員に命じ、実践に即した訓練を行う。
- 災害時に、県災害対策本部、県西部方面本部、関係機関に対する災害通報及び情報伝達が迅速かつ正確に行えるよう、通信訓練を実施する。
- 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止又は制限する。
- 防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明らかにし、必要に応じ体制等を改善する。

第8節 自主防災組織の育成

【災害対策本部事務局、消防局、区本部】

- 災害時に地域の実情に応じた防災活動ができるよう、自主防災組織の育成を積極的に推進する。
- 地域の防災力の向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を目指す。

1 自主防災組織の概要

- 自治会等に自主防災組織^(※1)を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等を行う。
- 本部組織として消火班、救出・救護班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織をおく。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。
- 平常時の活動は、防災知識の普及、防災訓練、防災資器材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成・見直し、各種台帳の整備・点検等を行う。
- 災害時には、地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。
- 自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織の人材育成を図る。その際、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓

※1 自主防災組織
/資料編 13-3

練等を指導できる人材の育成に努める。

- 市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資器材及び倉庫の整備を促進するため、必要な助成を行う。

2 育成の推進方法

- 地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資器材等の整備についての助成を行う。
- 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導に努める。

3 市民の果たすべき役割

- 市民は自らの安全は自らの手で守ることができるよう、可能な限りの防災対策を実践する。

平常時から 実施する事項	① 防災気象に関する知識の吸収 ② ハザードマップ等を活用した、地域の危険度の理解 ③ 地震防災に関する知識の習得 ④ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における、緊急避難場所、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 ⑤ 緊急地震速報の受信時にとるべき対応行動の確認 ⑥ 家庭における防災の話し合い ⑦ 石油ストーブ、ガス器具等について、耐震自動消火装置付のものを使用するなどの火災予防措置の実施 ⑧ 家具その他落下倒壊危険物の対策 ⑨ 就寝時の非常持出品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 ⑩ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品、生理用品、育児用品等生活必需品の備蓄（飲料水_(※2)、食料_(※3)、携帯トイレは最低7日分） ⑪ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 ⑫ 自動車へのこまめな満タン給油 ⑬ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入 ⑭ 家屋の補強やブロック塀の補修・撤去等 ⑮ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄
南海トラフ地震 臨時情報発表時に 実施が必要となる事項	① 正確な情報の把握 ② 日頃からの地震の備えの再確認
地震発生後に 実施が必要となる事項	① 出火防止及び初期消火 ② 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ③ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 ④ 自力による生活手段の確保

※2 1人1日3Lを基準。

※3 うち3日分は非常持出しできるように備蓄。

4 地域における自主防災組織の果たすべき役割

- 自主防災組織は、市や防災機関と協力し、地域の防災対策を一層進めるため次の活動を行う。

防災知識の学習	・ 正しい防災知識が得られるよう、講演会、懇談会、訓練等あらゆる機会を活用し啓発を行う。 ・ 主な啓発事項は、南海トラフ地震臨時情報の基礎的知識、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等
防災委員の 自主防災組織内 での活動	・ 防災委員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、防災地図の作成等の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	・ 自主防災組織は、地域の危険箇所や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して、掲示、あるいは配布することにより、一人ひとりが適切に防災対応行動をとれるようにする。
自主防災組織の 防災計画書の作成	・ 地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の 台帳の作成	・ 自主防災組織は、的確な防災活動を行うに必要な人員構成、活動状況、資器材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表の避難行動を明らかにしておくため、次に掲げる台帳を作成する。 ・ 世帯台帳(基礎となる個票) ・ 避難行動要支援者台帳(要配慮者に関する台帳) ・ 防災支援に関わる知識、技能を有する人材台帳 ・ 自主防災組織台帳 ・ 避難行動要支援者台帳(要配慮者に関する台帳)の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。
防災点検の日の設置	・ 防災活動用の資器材の整備及び点検を定期的に行うため防災点検の日を設ける。
避難所の運営体制の整備	・ 発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるよう、市の「避難所運営マニュアル」、県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」や国の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制の整備に努める。また、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。
防災訓練の実施	・ 地域防災訓練、その他の訓練において、災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の対応に関する防災訓練を実施する。

	- 総合防災訓練等への参加など、市をはじめ、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織等と有機的な連携を図る。 ＜訓練の例＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th><th>推奨する訓練</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域を知る</td><td>防災講座の活用、DIG(災害想像力ゲーム)の実施</td></tr> <tr> <td>人を知る</td><td>世帯台帳、避難行動要支援者個別避難計画、人材台帳の作成</td></tr> <tr> <td>ささえあう</td><td>HUG(避難所運営ゲーム)の実施・避難所運営訓練の実施</td></tr> </tbody> </table> - 訓練に際しては、避難行動要支援者への配慮及び男女共同参画の視点を生かす。	基本理念	推奨する訓練	地域を知る	防災講座の活用、DIG(災害想像力ゲーム)の実施	人を知る	世帯台帳、避難行動要支援者個別避難計画、人材台帳の作成	ささえあう	HUG(避難所運営ゲーム)の実施・避難所運営訓練の実施
基本理念	推奨する訓練								
地域を知る	防災講座の活用、DIG(災害想像力ゲーム)の実施								
人を知る	世帯台帳、避難行動要支援者個別避難計画、人材台帳の作成								
ささえあう	HUG(避難所運営ゲーム)の実施・避難所運営訓練の実施								
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、保健福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。								

5 消防団との連携

- 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資器材の取扱いの指導や消防団 OB が自主防災組織の運営に関わるなど、連携や人的な交流を図る。
- 他の防災組織との消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多様な世代や女性の参画を促すなど、地域の防災力の強化を促進する。

第9節 事業所等の自主的な防災活動

- 事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業者等」という。）は、平常時から次の事項について努める。
 - ・ 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
 - ・ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織や自治会と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
 - ・ 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
 - ・ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業者等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
 - ・ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果風水害等により、危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災の為必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等を実施すること。
 - ・ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動するこ

【産業部】

とがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

1 活動内容

- 事業所、施設等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。
 - ・ 防災訓練
 - ・ 従業員の防災教育
 - ・ 情報の収集、伝達体制の確立
 - ・ 火災その他の災害予防対策
 - ・ 救出、応急救護、避難対策の確立
 - ・ 飲料水、食料、災害用トイレ等の災害時に必要な物資の確保
 - ・ 施設及び設備の耐震性の確保
 - ・ 復旧計画の策定
 - ・ 各対策の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

- 市は、事業所、施設等に対して地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、防災に関するアドバイスを行う。
- 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努める。
- 市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 事業継続計画（BCP）の取組

- 事業者等は事業所の果たすべき役割（※1）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

※1 生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生。

第10節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として浜松市防災会議に提案することができる。
- 浜松市防災会議は、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、浜松市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。なお、市は、避難行動要支援者個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等を通じて円滑な運用に努めるものとする。

【災害対策本部事務局】

第11節 ボランティア活動に関する計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部】

- この計画は、被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動について定めたものである。
- 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会等の NPO 及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。
- 市は、市社会福祉協議会等とともに発災時に備え、災害ボランティアコーディネーター及び地域のボランティア団体等のネットワーク化を促進する。
- ネットワーク化を通じて防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援活動への意識を高める。
- 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要な資器材の整備や施設の確保に努める。
- 市は、災害ボランティアセンターの設置予定場所を市町地域防災計画に明記する（※1）。

※1 区災害ボランティアセンター活動拠点候補地/資料編 13-4

第12節 要配慮者支援計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部、区本部】

- この計画は、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障がい等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る事項を定めたものである。

1 支援体制の整備

（1）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- 市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」として指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

※避難行動要支援者名簿の対象者

No.	対象者	基準	根拠
①	高齢者	75 歳以上の高齢者 世帯又はひとり暮らし	はままつあんしんネットワーク対象者
②	要介護者	要介護 3 以上判定	介護保険法(※1)に規定する要介護認定
③	身体障がい者	身体障害者手帳 1 級又は 2 級	・身体障害者福祉法(※2)第 15 条第 4 項 ・身体障害者福祉法施行規則(※3)別表第 5 号
④	知的障がい者	療育手帳 A 判定	・療育手帳制度について(※4) ・療育手帳制度の実施について(※5)

※1 平成 9 年法律第 123 号

※2 昭和 24 年法律第 283 号

※3 昭和 25 年厚生省令第 15 号

※4 昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知

⑤	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳 1 級	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ^(※6) 第 45 条第 2 項 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 ^(※7) 第 6 条
⑥	その他	自力では避難ができない事情を	登録申請書兼同意書の記載内容

※5 昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号
厚生省児童家庭局長通知
※6 昭和 25 年法律第 123 号
※7 昭和 25 年政令第 155 号

(2) 避難行動要支援者の把握、名簿、避難行動要支援者個別避難計画の作成等

- 市は、発災時の適切な対応に役立てるため、平常時から市が把握している下記の要配慮者にかかる情報を積極的に活用し、避難行動要支援者を把握する。
- 地域における支援体制の整備のために、災害時に支援を希望する避難行動要支援者のうち、本人情報を避難支援等関係機関^(※8)へ提供することに同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成し、避難支援等関係機関へ提供する。避難支援等関係機関は、同意者の状況把握に努める。
- 提供する避難行動要支援者名簿には、市が把握する情報及び本人から聴取した内容をもとに、以下の情報を記載する。
 - ・ 氏名、生年月日、性別、住所（居所）、電話番号、避難支援を必要とする情報等、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、避難支援等関係機関と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難行動要支援者個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、土砂災害（特別）警戒区域又は計画規模の洪水浸水想定区域で浸水深が 3m 以上の地域に居住し、要介護度が 4～5 又は身体障害者手帳 1～2 級で障害区分が視覚・下肢・運動機能・体幹に該当する対象者については、避難支援等関係機関などの協力を得て個別避難計画を作成するよう努めるものとする。
- 避難行動要支援者個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- 市は、避難行動要支援者個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を努める。

※8 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防機関、NPO、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等。

《市が把握する要配慮者支援情報》

No.	対象者	提供資料	管理課
①	高齢者	高齢者台帳	高齢者福祉課、中央福祉事業所長寿支援課、浜名・天竜福祉事業所長寿保険課
②	要介護者 要支援者	要 介 護 認 定 者 ・ 要支援認定者一覧	介護保険課、中央福祉事業所長寿支援課、 浜名・天竜福祉事業所長寿保険課
③	身体障がい者	身 体 障 害 者 手 帳 交付台帳	障害保健福祉課、中央・浜名・天竜福祉事業 所社会福祉課
④	知的障がい者	療育手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央・浜名・天竜福祉事業 所社会福祉課
⑤	精神障がい者	精 神 障 害 者 保 健 福祉手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央・浜名・天竜福祉事業 所社会福祉課
⑥	その他	必要となる情報	関係各課

(3) 情報提供及び意識啓発

- 防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう避難行動要支援者個別避難計画等の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。

(4) 防災訓練

- 個別避難計画の実効性を確保する観点等から、自主防災組織や自治会、福祉関係団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備のため、避難訓練の実施等に取り組むものとする。
- 訓練により明確となった課題等を本人及び市並びに地域関係機関等で意見交換をするなど平常時から避難行動支援について連携を取り合うよう努める。

(5) 名簿等情報の管理

- 同意者名簿の更新は、最低年1回更新を行うものとし、自主防災組織等においても、地域防災訓練等を通じて情報更新に努める。
- 庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもすぐに名簿等を活用できるよう、名簿情報の管理に努める。
- 作成された名簿等は市、避難支援等関係機関で共有する。
- 市から提供される同意者名簿や避難行動要支援者個別避難計画について、提供を受ける避難支援等関係機関は、個人情報漏洩することがないように適正に管理する。

(6) 支援者の確保・研修

- 市は、災害時及び災害後に必要となる避難行動要支援者の支援に関わる人材^(※9)の確保に努める。
- 市及び自主防災組織等は、上記支援者となった者に対し、支援者自身の安全確保を含めた災害時における適切な行動を学習する機会を設けるとともに、避難行動支援に必要な情報等について積極的に提供するよう努める。

(7) 情報伝達

- 市は、避難行動要支援者にわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

※9 手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等。

- 市は、災害時又は災害に備えるために避難情報の判断基準（※10）を定め、避難行動要支援者に適切な避難開始時期等が把握できる連絡体制を整備する。
- 市は、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能等の活用を図る。

※10「共通対策編第2章 第6節住民の避難誘導体制」による。

（8）要配慮者利用施設における避難確保措置等

- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。
- 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（※11）の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施等について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に指示する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な助言等を行うものとする。

※11 要配慮者利用施設一覧表（浸水想定区域・土砂災害（特別）警戒区域内施設）/資料編 4-13

（9）地区防災計画等との整合

- 市は、地区防災計画等が定められている地区において、避難行動要支援者個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画等との整合を図るとともに、訓練等を通じて円滑な運用に努めるものとする。

第13節 救助・救急活動に関する計画

【消防局、健康福祉部】

- この計画は、被災者に対する救助・救急活動を行うための事項を定めたものである。
- 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊及び救急隊の整備を推進する。
- 市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制を整備する。

第14節 応急住宅

【都市整備部】

- 市は応急住宅の供給体制を整備する。

区 分			内 容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型応急住宅	市は、建設型応急住宅の敷地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、建設可能敷地を調査し、配置計画等を作成するなど、あらかじめ供給体制の整備を図る。
		賃貸型応急住宅	市は、災害時における被災者用の一時的な住居として必要に応じ県が借上げた民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として活用することを周知し、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。
	市営住宅		市は、災害時における被災者用の一時的な住居として利用可能な市営住宅の空家把握に努め、災害時に迅速に対応

		できるよう、あらかじめ体制を整備する。また、県営住宅等の管理者と協力体制も整備する。
--	--	--

第15節 災害廃棄物処理

【環境部】

- 平時から国及び県とともに、災害廃棄物に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努め、災害時の連絡体制・協力支援体制の構築を図る。
- 災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。
- 災害時の初動体制や、ごみ処理体制を万全なものとするため、社会状況の変化に即して、適宜、災害廃棄物処理計画やマニュアルの見直しを行うとともに、訓練の実施や職員の研修体制の充実を図る。
- 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、「共通対策編 第3章 第21節 廃棄物処理計画」において具体的に示す。

第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部（医療担当・保健所）、上下水道部】

- この計画は、重要施設・ライフラインの機能確保等に資するため、市、重要施設の管理者及びライフライン事業者が取り組むべきことを定めたものである。

実施主体	内 容
市	・ 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 ・ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 ・ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
重要施設の管理者	・ 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点

	検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 ・ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ・ 上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るよう努めるものとする。 ・ 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備に努めるものとする。
ライフライン事業者	・ 災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ・ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。 ・ 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 ・ 発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 ・ 上下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。 ・ 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。 ・ 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 ・ 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第17節 被災者生活再建支援に関する計画

【災害対策本部事務局、財務部、健康福祉部】

- この計画は、被災者の生活確保及び生活再建のため、市が取り組むべきことを定めたものである。

区 分	内 容
実施体制の整備	・ 市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 ①住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 ②応援協定の締結 ③応援の受け入れ体制の構築
システムの活用	・ 市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、被災者生活再建支援システムを活用する。

第18節 浜松市業務継続計画（BCP）

【災害対策本部事務局】

- この計画は、被災時に地域住民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減するために、地域防災計画で規定する災害応急対策業務、復旧・復興業務に加え、通常業務の継続及びそれを支える必要資源について定めるものである。
- この計画により、災害時の業務に利用可能な人的、物的資源を最適配分し、業務の立ち上げ時間の短縮及び業務レベルの低下の抑制を図る。

浜松市業務継続計画(BCP)の基本方針	・ 市民等の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする。 ・ 市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める。
---------------------	--

第19節 複合災害対策及び連続災害対策

【災害対策本部事務局、消防局】

- 市は、県及び防災関係機関と協力し、地震、津波、風水害等の連続災害（※1）等の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- 市は、県及び防災関係機関と協力し、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資器材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
- 市は、県及び防災関係機関と協力し、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生する可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

※1 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象をいう。

第20節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

- 市は、災害時の性別によるニーズの違いなどに配慮し、災害対応の実施主体として災害応急対策を円滑に実施するためには、様々な視点からの意見が重要であることから、防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- 市は、男女共同参画の視点を庁内及び避難所等における災害対応に取り入れ、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

【災害対策本部事務局】

第21節 災害に強いまちづくり

【都市整備部】

1 現況

- 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。

《都市計画区域》

(令和6年4月1日現在)

区域名	面積	人口(※1)
市街化区域	9,890.1ha	498,106 人
市街化調整区域	41,564.9ha	269,822 人
計	51,455ha	767,928 人

※1 外国人を含む。

《用途地域》

(令和6年3月31日現在)

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,079.0	11.0
第二種低層住居 専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3
第一種中高層住居 専用地域	40、50、60	100、150、200	1,400.2	14.2
第二種中高層住居 専用地域	50、60	150、200	594.4	6.0
第一種住居地域	60	200	3,194.8	32.3
第二種住居地域	60	200	498.5	5.0
準住居地域	60	200	175.1	1.8
近隣商業地域	60、80	200、300	576.4	5.8
商業地域	80	200、300、400、 500、600	344.2	3.5
準工業地域	60	200	399.3	4.0
工業地域	60	200	1,136.9	11.5
工業専用地域	60	200	458.5	4.6
合 計	-	-	9,889.7	100.0

- 市街地の防災力の強化を図るためには、用途地域に基づいた土地利用の純化を推進するとともに、都市基盤を整備し、都市環境の向上を図らなければならない。
- このため、都市の不燃化計画、開発行為の指導と土地区画整理事業、都市計画道路及び公園緑地の整備を推進する。
- 市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 市は、平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。
- 市は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策について検討する。
- 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前復興計画」の策定に努めるものとする。

2 都市の不燃化計画

- この計画は、市街地の防災力の強化を図るための都市の不燃化について、市が取り組むべきことを定めたものである。
 - ・ 既成市街地の建築物の不燃化は、防火地域（約 43ha）及び準防火地域（約 593ha）を重点的に促進する。（※2）
 - ・ 土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新、中心市街地の再生を図るため、市街地再開発事業等による都市機能のまちなか立地や防災の強化を進め、安全でゆとりのある都市空間の整備と都市施設の充実を図る。
 - ・ 住居地域内に立地する不適格工場等の移転を促進し、都市の防災力の強化を図るとともに、工場団地等の集積を促進し、市街地環境の整備を図る。

※2 防火地域・準防火地域図/資料編 9-1

3 開発行為の指導と土地区画整理事業

- 開発行為の指導に当たっては、排水工作物・擁壁の構造等について、技術基準に基づく審査を行うことで良質な土地利用と住宅環境の整備を図る。
- 土地区画整理事業は、立地適正化計画による都市のコンパクト化と、拠点における都市基盤整備を目的に整備を進め、良好な市街地の形成を図る上で推進する必要がある。

《施行中の土地区画整理事業》

（令和7年4月1日現在）

地区名		面積	施行期間(年度)
公共	高塚駅北第二	4.6ha	R4～R13
組合	浜北中央北	19.0ha	R3～R12

4 公園・緑地計画

- この計画は、市街地の防災力の強化を図るための公園・緑地の整備について、市が取り組むべきことを定めたものである。

- ・ 公園緑地は、災害に対して避難の場、救援や復旧活動などの災害対策拠点としての役割を担い、また、火災の延焼を遅延・防止するなど様々な防災機能を担っている。
- ・ 本市の公園緑地（※3）は、浜松市緑の基本計画（令和3年3月）に基づき、1人当たり公園面積10㎡を目標として整備を推進する。
- ・ 防災機能を有する公園としては、主に広域的な復旧・復興活動の拠点となる広域防災拠点公園、救援救護活動の前線基地や復旧のための資器材などの中継基地となる地域防災拠点公園（※4）、広域的な避難先となる広域避難地公園（※4）、近隣住民の一時的な避難先となる一次避難地公園等がある。
- ・ 防災機能を有する公園では、地域防災拠点公園であり広域避難地公園である浜松城公園や、一時避難地公園である名塚公園の整備を進める。
- ・ 地域の防災活動の拠点や災害時に緊急避難場所及び避難集合場所として利用される身近な防災活動拠点公園など、防災に配慮した公園づくりを進める。

※3 開設公園/解説・運用編 5-4

※4 浜松城公園、四ツ池公園、遠州灘海浜公園（市営）、舘山寺総合公園、雄踏総合公園、可美公園、天竜川緑地、三方原墓園、都田総合公園、天竜川運動公園、佐鳴湖公園、花川運動公園、浜名湖ガーデンパーク、遠州灘海浜公園（県営）、和合公園、飯田公園

第22節 大規模盛土造成地対策等の推進

【都市整備部】

- 滑動崩壊のおそれがある大規模盛土造成地については、位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう啓発に努めるものとする。
- 市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく市内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。
- 盛土等に対する対応を確実に実施し、盛土等を起因とする災害の未然防止を図るため設置した「浜松市盛土等対策協議会」において、盛土等に関する情報共有や不適正な盛土事案の課題解決に向け、全庁的な連携を図るものとする。また、県が設置した「静岡県盛土等対策会議」の地域部会に参画し、県や他市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。
- 市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査を行い、各法令に基づき、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土等に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

第3章

災害応急対策計画

第1節 計画の目的

【災害対策本部事務局】

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するための措置について定める。

第2節 総則

【災害対策本部事務局、福祉支援部】

1 災害応急対策の推進に当たって

- 災害対策基本法及び静岡県地域防災計画との整合を図り作成する。
- 応急対策の推進にあたり、法の規定に基づいて処理するとともに、対策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を通じて、その運用を図る。
- 応急対策をはじめとする災害対応には関係機関はもとより、公共的団体・個人を含め、相互協力の下に処理する(※1)。
- 市は、本計画に基づき災害応急対策を円滑に推進するとともに、県その他関係機関の応援を必要とする場合は遅滞なく、要請(※2)する。
- 市は、静岡県が県計画に基づき施設、物資等の斡旋を行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう市内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について周知を図る。
- その他応急対策業務の執行に当たって、留意すべき事項は次のとおりである。

項 目	内 容	法の規定
指揮系統	・ 応援を受ける場合の指揮系統は、市長の指揮下に入る。	災害対策基本法第67条、第72条
知事による代行	・ 市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、市地域防災計画の定めるところによる。	災害対策基本法第73条
経費負担	・ 法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 ・ 他の地方公共団体の応援を受けた場合は、応援を受けた地方公共団体が応援に要した費用を負担する。	災害対策基本法第91条、第92条

※1 災害対策基本法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)が規定されている。

※2 要請は、電信、電話を問わない。電信、電話等で要請した場合は事後、書面により処理する。

2 「災害救助法」の適用

- 市は、市内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況を調査し、県へ報告する。
- 市からの報告又は要請に基づき、知事が「災害救助法(※3)」の適用について判断する。
- 「災害救助法」が適用された場合、市長は知事が行う災害救助を補助する。救助に伴う事務手続については、「災害救助の手引(※4)」により行う。
- なお、「本章 第7節 避難救出計画」以下の各節に示す災害救助の内容(※5)は、法に示

※3 法定受託事務/災害救助法第17条第2項

※4 静岡県作成

※5 災害救助の内容/資料編 22-1

されている内容を記載しており、本市の応急対策業務の標準とするものである。

3 「災害救助法」の事務

- 市長は次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。
 - ・ 避難所の設置及び受入れ
 - ・ 応急仮設住宅の設置
 - ・ 炊出しその他による食品の給与
 - ・ 飲料水の供給
 - ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ・ 医療及び助産
 - ・ 被災者の救出
 - ・ 被災者の住宅の応急修理
 - ・ 学用品の給与
 - ・ 埋葬
 - ・ 遺体の搜索及び措置
 - ・ 障害物（住居又はその周辺の土石、材木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去

4 「災害救助法」適用外の災害

- 「災害救助法」が適用されない災害の場合には、法の基準を参考とし、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

5 災害対策基本法第 62 条に基づく応急措置

- 市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施する。

第 3 節 組織・動員計画

【災害対策本部事務局、区本部】

- この計画は、市災害対策準備室・連絡室、市災害対策本部等の編成及び災害応急対策に必要な組織や応急対策活動に必要な人員など、災害応急対策活動を確実に実施するための事項を定めるものである。

1 災害対策体制

- 本市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図る必要があると認めるときは、風水害警戒態勢、事前配備体制及び浜松市災害対策本部^(※1)体制をとる。
- 市は、浜松市災害対策本部体制をとった場合、災害対策本部を設置する。
- 災害対策本部の体制は条例によるほか、別^(※2)に定める。

※1 災害対策基本法第 23 条の 2、気象業務法第 13 条及び同施行令第 4 条、災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

※2 災害対策本部体制編成図/資料編 2-2

役職	職務
本部長（市長）	・ 本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長（副市長）	・ 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。
危機管理監	・ 本部長及び副本部長を補佐するとともに、災害対策本部事務局責任者として市災害対策本部を指揮する。
本部員（各部長）	・ 本部長の命を受け、市災害対策本部の所掌する事務に従事する。

○ 本部会議の運営

- ・ 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。
- ・ 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって構成する。
- ・ 本部員は、それぞれの所掌事務に関し、災害対策の実施状況について本部会議に報告する。
- ・ 市災害対策本部は国及び県の現地対策本部との合同会議を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

○ 災害時の体制を効率的、効果的に進めるため、組織等を次のとおり定める（※3）。

- ・ 市災害対策本部に、災害応急対策の総合調整を図るため、災害対策本部事務局を置く。
- ・ 災害対策本部事務局は、危機管理監、政策補佐官、総務部長、企画調整部長、財務部長、会計管理者及びデジタル・スマートシティ推進部長並びに危機管理課、企画課、東京事務所、広聴広報課、国際課、情報システム課、秘書課、人事課、政策法務課、財政課、アセットマネジメント推進課、調達課、職員厚生課、会計課の職員をもって構成する。
- ・ 市災害対策本部と防災関係機関との円滑な連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部事務局に防災関係機関の職員の派遣を要請する。
- ・ 市災害対策本部に、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、福祉支援部、遺族・遺体部、物資管理部、家屋調査部、都市復興部、廃棄物処理部、土木復旧部、上下水道復旧部、学校管理部、区本部を置き、災害応急対策を円滑に推進する。
- ・ 本部員（部長）は、部の果たすべき事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- ・ 本部員（部長）及び区本部長（区長）は、所管する災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を介して、又は相互に業務の協力及び応援を求めることができる。

※3 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

《災害対策本部区本部》

○ 災害応急対策を効果的に実施するため、次のとおり災害対策本部区本部を設置する。

- ・ 区長は、市が災害対策本部体制を設置したとき、又はその対策をする必要があると認めるとき区本部を設置する。
- ・ 組織及び使命・事務は、次に掲げるところによるほか、別（※2）に定めるところによる。

役職	職務
区本部長（区長）	・ 区本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
区副本部長（副区長）	・ 区本部長を補佐するとともに総合調整を行い、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
区本部員（課長）	・ 区本部長の命を受け、区本部の果たすべき事務に従事する。

- ・ 区本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じて区本部会議を招集する。
- ・ 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成する。
- ・ 区本部員は、それぞれの所掌事務に関し、災害対策の実施状況について区本部会議に報告しなければならない。
- ・ 区本部には、区内避難所の管理運営、災害情報の収集・伝達等を確実に実施できるよう、区本部長が指定する班及び地区防災班を置く。
- ・ 区本部長は、区本部と市災害対策本部の情報連絡員を指名し、市災害対策本部にてその任に従事させる。
- ・ 区本部の地区組織として地区防災班を設置する。
- ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、別に定める避難所運営マニュアルによるものとする。

《災害対策本部区地域本部》

- 地域の災害対策を効果的に進めるため、行政センター及び支所に災害対策本部区地域本部を設置する。
- ・ 行政センター所長及び支所長は、当該区が災害対策本部体制を設置したとき、又はその必要があると認めるときに地域本部を設置する。

役職	職務
地域本部長 行政センター所長 及び 支所長	・ 地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・ 職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

- ・ 地域本部の地区組織として地区防災班を設置する。
- ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、別に定める避難所運営マニュアルによるものとする。

2 現地災害対策本部

- 災害が本庁から離れた地域で発生し、人命の救助その他応急対策を迅速に実施するため、本部長が必要と認めた場合は、条例(※4)に定めるところにより、現地に現地災害対策本部を置き、現地災害対策本部長及び本部要員を派遣する。
- 現地災害対策本部長及び本部要員は、災害対策本部の副本部長及び本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

※4 浜松市災害対策本部条例/資料編
1-3

3 職員の配備基準及び体制

- 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときの体制及び配備基準は、前掲の事前配備体制及び災害対策本部の表のとおりである。
- 本部員は、所管の班ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに班員に徹底する。また、区本部員にあっても同様に配備編成計画を立て、これを区本部長に報告するとともに班員に徹底する。
- 職員の動員にかかる連絡指示系統は別(※5)に定める。
- 勤務時間外における応急対策要員及び地区防災班員の動員は次のとおりとする。
 - ・ 交通通信が平常どおり開通している場合は、速やかに区の防災担当職員又は上司に連絡するとともに、所定の場所に参集するものとする。
 - ・ 通信が途絶し上司に連絡する手段がない場合は、自らの判断で所定の場所に参集する。
 - ・ 連絡・参集の手段がない場合は、居住地付近の地区防災班設置場所又は避難所に参集し、その活動に協力する。

※5 情報伝達及び動員指示系統/資料編 2-6

第4節 相互応援協力計画

- この計画は、隣接地方公共団体等と相互応援協力の体制を整備し、災害応急対策活動の支援等について定めるものである。

1 受援

- 広域的な大規模災害に対応するため、必要に応じて県、政令市等に対して応援要請等を行う。
- 大規模な災害が発生し、市災害対策本部長が必要と認めた場合の広域受援の受入れは、浜松市広域受援計画に基づく。

県に対する 応援要請	・ 本部長(市長)は災害応急対策で必要なときは、知事に対し次の事項を示し、応援を求めその実施について要請する。 ① 応援理由 ② 応援人員、装備、資機材等 ③ 応援場所 ④ 応援期間 ⑤ その他周囲の状況等応援に関し必要な事項
市区町村に対する 応援要請	・ 本部長(市長)は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定(※1)に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市区町村長等に対し応援を要請する。 ・ 要請時に伝達すべき事項 派遣希望人員・器材／派遣を希望する区域及び活動方法／派遣を希望する期間／受入体制(活動拠点等)／その他参考事項／応援派遣の要請先

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、福祉支援部、遺族・遺体部、都市復興部】

※1 三遠南信災害時相互応援協定/資料編 20-5、21 大都市災害時相互応援に関する協定/資料編 20-6、消防組合法第 39 条に基づいた消防相互応援協定等。

	・ 市は派遣された応援職員の宿泊施設等 ^(※2) 、必要な設備を可能な限り準備する。
緊急消防援助隊の 応援要請	・ 本部長(市長)は、災害応急対策で必要なときは、知事に対して緊急消防援助隊の応援を要請 ^(※3) する。 ・ 知事と連絡が取れない場合には、直接、消防庁長官に対し要請する。
受け入れ体制の 確立	・ 県から市町支援機動班が派遣された場合、県職員に市が求める支援内容を伝える。 ・ 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

※2 施設例：浜松市
防災学習センター

※3 消防組織法第
44 条の規定に基づ
く。

2 派遣

- 指揮命令は、派遣を受けた市において行う。
- 経費の負担については、原則として応援を要請する市において負担するものとし、細目については、その都度協議し決定する。
- 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、職員が現地にて自活できるような資機材や装備品等を携帯させるなど、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

第 5 節 自衛隊派遣要請計画

【災害対策本部事務局】

- この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請^(※1)を行う場合の手続等の必要事項を定めたものである。

※1 自衛隊法第 83
条に基づく。

1 災害派遣要請の範囲

- 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天変地異その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、次の 3 つの要件を原則満たすもので、その内容は以下のとおりである。

《災害派遣要請の要件》

緊急性	差し迫った必要性があること
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

《災害派遣要請の内容》

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の指示による避難者の誘導、輸送等の援助
遭難者等の捜索援助	遭難者等の捜索援助活動
水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具 ^(※2) をもって、消防機関に協力し消火活動 ^(※3) を行う。
道路又は水路の啓開	道路又は水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動 ^(※4)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
物資の無償貸付及び譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令 ^(※5) に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救いゆつ品を譲与
危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
防災要員等の輸送	防災要員等の輸送
連絡幹部の派遣	連絡幹部の派遣
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

※2 空中消火が必要な場合は航空機。

※3 消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用。

※4 薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用。

※5 昭和33年総理府令第1号

2 災害派遣要請要求の手続^(※6)

- 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、原則として^(※7)県西部方面本部を通じて、知事に対し次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。
- 突発的事態等において、人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。
- 知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊等の長を通じて東部方面総監部、航空自衛隊にあっては第1航空団（浜松基地）に通知し^(※8)知事に対してもその旨を速やかに通知する。
- 市長は知事に対し災害派遣の要請を求めた場合において、同時にその旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、その旨を知事にも通知する。
- 派遣要請に当たっての通知事項
 - ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ・ 派遣を希望する期間
 - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・ その他参考となるべき事項

※6 災害対策基本法第68条の2による。

※7 緊急に自衛隊の派遣を必要とする突発的事態等を除く。

※8 関係機関/資料編2-5

機 関 名	電話番号	県防災行政無線	
		音 声	F A X
陸上自衛隊 第 34 普通科連隊	0550-89-1310	8-839-9106	8-839-9100
陸上自衛隊 第 12 旅団司令部 第 3 部	0279-54-2011	8-361-6301	8-361-6800
航空自衛隊 第 1 航空団司令部 防衛部	053-472-1111	8-153-9001	8-153-8001

3 災害派遣部隊の受け入れ

- 災害派遣部隊の受け入れは、浜松市広域受援計画及び別に定める活動拠点候補地^(※9)による。
- 市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
- 市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たって、実効性のある計画を樹立するとともに、作業に必要な資材の準備を整え、かつ作業遂行に伴い関係する機関・者の了解をとりつける。
- 市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、別に定めるところにより知事へ要請する。
- 市長は派遣された部隊に対し、別に定める各種施設等^(※9)を準備する。
- 知事が災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、人心の安定、民生の復興に支障がないよう市長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。
- 自衛隊が災害応急対策のため、必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する。

4 その他

- 自衛隊の位置図^(※10)、ヘリポートの具備すべき条件^(※11)等は別に示す。

※9 活動拠点候補地/資料編 20-1

※10 自衛隊の位置図/資料編 20-2
※11 ヘリポートの具備すべき条件/資料編 11-4

【災害対策本部事務局】

第 6 節 海上保安庁に対する支援要請計画

- この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を定めるものである。

1 支援要請の範囲

- 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- その他、市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続

- 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは県西部方面本部を通じて知事に対し、次に掲げる事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行う

よう依頼する。

- 緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。
- 知事への依頼ができない場合は、直接、御前崎海上保安署又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

《要請書への記載事項》

- ・ 災害の状況及び支援を必要とする事由
- ・ 支援を希望する期間
- ・ 支援を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

第7節 情報の収集、伝達計画

- この計画は、災害時における市、県及び関係機関との情報の連絡体制を明らかにするとともに、災害時における情報連絡に支障のないように措置することを定めたものである。
- なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、福祉支援部、土木復旧部、上下水道復旧部】

1 基本方針

県と市間の情報活動の 緊密化	① 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と県西部方面本部、県西部方面本部と市災害対策本部の相互間ルートを基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 ② 市災害対策本部及び区本部は、緊密な情報活動のため浜松市警察部、浜松中央警察署のほか市域を管轄する警察署から警察官を派遣職員として受け入れる。さらに、市災害対策本部においては、県西部方面本部から県職員を派遣職員として受け入れる。
情報活動の迅速的確化	・ 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、収集及び伝達すべき情報についてその種類、優先順位、取扱い部課等は、県が定めた情報広報実施要領(※1)により定める。 ・ 本市の主な無線通信施設の設置場所・種別・個数等は、別に定める(※2)。
県災害対策本部との連携	・ 県災害対策本部に対する報告、要請等は市災害対策本部災害対策本部事務局において取りまとめ、県西部方面本部を通じて行う。

※1 大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領/資料編 2-13
※2 防災行政無線等の台数/資料編 8-3

2 情報の内容等

気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	・ 静岡県及び県西部方面本部から通知される気象、地象及び水象(以下、「気象等情報」という。)は、市災害対策本部^(※3)において受理するものとし、状況に応じて関係課等に伝達するほか、庁内放送等により全職員に情報を周知徹底する。 ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に必要な情報収集及び伝達のための関係先は、別に示す^(※4)とおりである。また、本市災害対策本部と県及び自衛隊をはじめとする関係機関との無線系統図は、別に示す^(※5)とおりである。 ・ 静岡地方気象台及び消防庁からの気象等の予報及び警報の収集及び伝達は、通信情報網図による。 ・ 本市における気象等の予報、警報等の種類及び発表基準は、別紙のとおり^(※6)である。 ・ 水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	・ 種類、優先順位、取扱い部課等は、県が定めた情報広報実施要領により定める。 ・ 所定の場所に配備される職員から、参集途上における各地域の被害概況について情報収集を行うとともに、地区防災班設置場所に派遣される自主防災組織連絡員及び消防団員、水防団員を通じ迅速・的確な情報の収集に当たる。 ① 被害状況 ② 避難の状況 ③ 住民の生活、社会、経済の活動状況 ④ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ⑤ 電気ガス水道等生活関連施設の状況 ⑥ 公共交通機関の運行状況 ・ 災害 11 部の長及び区本部長、地域本部長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式^(※7)により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する^(※8)。
県災害対策本部に対する報告及び要請	① 本部長は、次に示す災害等が発生した場合、災害報告取扱要領^(※9)、火災・災害等即報要領^(※10)、県があらかじめ定めた情報広報実施要領により、速やかに県西部方面本部を通じ県災害対策本部に対し報告及び要請を行う。 ② 県災害対策本部に報告等ができない場合は、一時的に消防庁へ報告等を行い、連絡がつき次第、県災害対策本部へ報告等をする。 ③ 地震が発生し、市内で震度 5 強以上を記録した場合^(※11)及び消防

※3 市災害対策本部設置前は、危機管理課において受理する。

※4 関係機関/資料編 2-5、災害対策本部・区本部・地域本部連絡先/解説・運用編 2-2

※5 無線系統図/資料編 8-2、通信情報網図/資料編 2-7

※6 気象等の予報及び警報/資料編 5-2

※7 報告様式/資料編 7-3、被害の程度の認定基準/資料編 7-1

※8 行政センター及び支所からの報告は区長を経由すること。

※9 昭和 45 年 4 月 10 日付消防第 264 号

※10 昭和 59 年 10 月 15 日付消防第 267 号

※11 被害の有無を問わない。

機関への通報が殺到した場合には、市から直接消防庁へも報告する。この場合、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

《報告すべき災害》

- ・「災害救助法」の適用基準に該当するもの
- ・市が災害対策本部を設置したもの
- ・被害の復旧等に国の特別の財政援助を要するもの
- ・地震が発生し、市内で震度 4 以上を記録したもの
- ・その他災害の状況、社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

《報告の種類》

- ・災害発生報告
災害が発生した場合に、直ちに日時・場所・原因・被害の概要等を通報するもの
 - ・被害速報(随時)
災害が発生したときから応急措置が完了するまで被害程度の認定基準^(※12)に基づき、被害の速報^(※13)を随時報告するもの
 - ・定時報告
あらかじめ定めた時刻に最新の被害状況を把握し報告するもの
 - ・確定報告
被害状況の確定後速やかに、別紙様式^(※14)により報告するもの
- 災害発生報告又は被害報告の通報とともに、知事に対し要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

消防庁連絡先(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	NTT 有線
平日 (9:30 ~ 18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	03-5253-7553

※12 被害程度の認定基準/資料編 7-1
※13 報告様式/資料編 7-3

※14 災害定時及び確定報告書様式/資料編 7-4

3 情報の共有方法

- 災害時における市、県及び関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである総合防災情報システム（SOBO-WEB））に集約できるよう努め、以下のシステムを活用し迅速かつ確実に行う。

ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN)	市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等を県、県内の市町、防災関係機関等に伝達
浜松市防災情報システム	市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等の災害関連情報を収集、共有するもの ※県のふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)と連携している
浜松市防災マップ	道路の通行規制や被害箇所、緊急避難場所や避難所(給水拠点<応急給水所>)の開設状況等の災害関連情報を市災害対策本部、防災関係機関等で共有するもの

4 被災者の安否に関する情報の提供等

- 市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努める。
- 被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

5 突発的災害に係る報告

- 突発的災害^(※15)により多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合は、次の事項を明らかにし、直ちに静岡県危機対策課及び消防庁応急対策室へ報告^(※16)するものとする。
 - ・ 発生日時、場所／被害の状況／応急対策の状況／自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性^(※17)

※15 航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発などの事故。

※16 火災・災害等即報/資料編 7-5

※17 派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動などを明記する。

6 異常現象発見の通報

- 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等が発見した通報を受けた場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

7 市防災会議への報告

- 被害状況、応急対策等の措置について、必要に応じて市防災会議に報告する。

8 通信途絶時における措置

- ① 有線系に代えて無線系通信^(※18)を使用する。
- ② (株)NTT ドコモ東海支社に非常用移動基地局車、非常用移動電源車等の派遣を要請する^(※19)。

※18 浜松市災害対策本部無線系統図/資料編 8-2

※19 県災害対策本部を介して要請する。

第8節 災害広報計画

【災害対策本部事務局、土木復旧部】

- この計画は、災害時において、市民に必要な情報を提供して社会の安定を図るとともに、各報道機関等との協力体制を定め、広報活動の万全を図るための事項を定めるものである。
- ・ 市外に避難する被災者が、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。
- ・ 市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 情報収集及び広報

- 災害対策本部広報担当（広聴広報課）は、他の部課、関係機関及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速かつ正確に収集して広報する。また、災害対策本部においては、特に避難情報について、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。
- 災害対策本部広報担当（広聴広報課）は、災害の状況を写真、ビデオ等で記録する。
- 広報の内容は、次のとおりである。
気象、地象^{※1}、水象^{※2}に関する情報／道路交通状況／交通機関の状況／電気、ガス、水道の状況及び復旧の見込み／自主防災組織への活動の要請／その他市民の求める情報
- 報道機関に対しての情報発表責任者は広聴広報課長とする。
- 災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、災害時における放送協定^{※3}を締結している機関及びその他の報道機関を活用するなど、あらゆる手段により行う。
なお、停電時には携帯電話が使えない可能性がある等、状況に留意して実施することとする。

※1 地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象／気象業務法第2条
※2 気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象／気象業務法第2条
※3 災害時における放送要請に関する協定／資料編 20-3

新聞等	新聞、広報紙、市政記者クラブ加盟の日刊紙
ラジオ放送	日本放送協会 ^{※4} 、静岡放送(株) ^{※5} 、静岡エフエム放送(株)、 浜松エフエム放送(株)
テレビ放送	日本放送協会 ^{※4} 、静岡放送(株) ^{※5} 、(株)テレビ静岡 ^{※6} 、 (株)静岡朝日テレビ ^{※7} 、(株)静岡第一テレビ ^{※7} 、 浜松ケーブルテレビ(株)
緊急情報放送	コミュニティエフエム放送 ^{※8} を活用した緊急情報放送システム
有線ファクシミリ ^{※9}	市有施設 ^{※10} の有線ファクシミリ
インターネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホットとメール、緊急速報メール、 浜松市公式 X、浜松市公式 LINE
道路情報提供装置	自動車等を使用している者に対しての道路情報提供装置を活用した 周知
広報車 ^{※11}	広報車、消防車等により市内を地域別に巡回し地域住民に周知
防災行政無線 ^{※12}	屋外スピーカー及び戸別受信機を活用

※4 静岡放送局
※5 浜松総局
※6 浜松支社
※7 浜松支局
※8 FMHaro!
※9 一斉
※10 小・中学校、行政センター、支所
※11 広報車／資料編 11-3
※12 浜松市防災行政無線(同報系)／資料編 8-4

- 外部機関から災害対策等に関する事項について、広報を依頼された場合はこれを受領し、その広報に適切な媒体を活用するものとする。また、市以外の広報媒体を活用する場合は、その都度関係機関と協議する。
- 市がラジオ及びテレビを活用する場合の経費は、その都度協議して定める。
- 放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

第9節 避難救出計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、遺族・遺体部、保健医療調整本部、福祉支援部、物資管理部、土木復旧部、区本部】

- この計画は、災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のほか、生命、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、救出するために必要な事項を定めるものである。

1 避難指示等

- 市は、津波、火災、山・がけ崩れ、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫していると認めたときは、別に定める基準^(※1)に基づき危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの指示等を行う^(※2)。
- 緊急の場合で本部長（市長）に連絡をするいとまがないときは、危機管理監、区本部長（区長）又は地域本部長（行政センター所長・支所長）の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく本部長（市長）へ報告する。
- 市は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

※1 「共通対策編第2章第6節 住民の避難体制」による。

※2 災害対策基本法第60条

《警戒措置》

- ・ 災害発生のおそれがある場合には、危険地域の住民の速やかな避難等を促し、被害を最小限にとどめるような措置を講じる。
- ・ 市が災害発生により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法^(※3)により知事が市長に代わって避難のための立退きの指示等をする。市長以外の指示権者、根拠規定は下表のとおり。

※3 災害対策基本法第60条第6項

《市長以外の指示権者、根拠規定》

指示権者	根拠法
警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条
知事若しくはその命を受けた職員又水防管理者	水防法第29条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第94条

- 市長は、危険地域の住民、事業所等に対して、防災行政無線(同報系)、広報車その他の手段を用いて次の事項の周知に努める (※4)。
- ・ 高齢者等避難の呼びかけ、避難指示の主旨
- ・ 対象地域
- ・ 緊急避難場所(所在地、名称、受入れ可能人員)
- ・ 誘導方法 (※5)

※4 要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。

※5 避難誘導に当たっては、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

2 避難指示等発令の判断・実施基準

- 水害・高潮災害は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の水害・高潮編により、土砂災害は同マニュアルの土砂災害編により判断する。
- 地震・津波は「地震・津波対策編 第5章 災害応急対策計画 第7節 避難活動」に準ずる。

3 避難指示等の判断に当たっての関係機関の助言

- 避難指示等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は県等からの助言をもとに適切な対応を行う。
- 市長は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

4 警戒区域の設定

- 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、市長は、必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限、若しくは禁止し、市長が当該地域からの退去を命じることができる (※6)。
- 市職員が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官、海上保安官、自衛官が市長の権限を代行することができる (※7)。

※6 災害対策基本法第63条第1項

※7 災害法第63条第2項、第3項

5 避難と誘導

- 市民等は、災害の発生が事前に予測されるとき、又は災害が発生し、若しくはまさに発生しようとするときで、緊急に避難しなければならない場合には、自らの判断で一時的に親戚、知人、友人宅等の安全な場所又は近くの安全な建物、公園、広場等に避難するなど、身の安全の確保に努める。
- 市は高齢者等避難の発令により、要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者のみならず、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難行動の喚起に努める。
- 避難は、自主防災組織等の避難誘導に従って行う。
- 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるために、避難誘導を行う。
- 市は、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察、自衛隊、海上保安本部等と相互に密接な連絡をとるとともに、必要に応じ出動を求める。
- 避難後、避難者が地域ごとに互いに家族や知人の安否確認を行う。

6 屋内での待避等の安全確保措置

- 市は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する

措置を指示することができる。

7 人命の救出活動

基本方針	① 負傷者等に対する救出活動は市が行うことを原則とするが、自主防災組織、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助により自主的にこの活動を行う。 ② 市は、県、警察署、自衛隊等に対し救出活動の協力を求める。 ③ 市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、第 7 節の 4 に従い被災者の安否に関する情報の提供等を行う。 ④ 市は、市の区域内の関係機関による救出活動について必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。 ⑤ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 ⑥ 自衛隊の救出活動は、第 5 節自衛隊派遣要請計画に従い行う。 ⑦ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。						
市の活動内容	① 市長は、職員を動員し、負傷者等を救出する。 ② 負傷者等の救助、救急活動要領 ・ 規模が同じ程度の救助・救急事案が火災現場付近とその他の場所で同時に発生した場合は、火災現場付近の事案を優先する。 ・ 複数の負傷者が同時に発生した場合は、重症患者の搬送を優先する。 ・ 同時に複数の救助、救急事案が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命救助ができる救助・救急事案に主力を注ぐ。 ・ 複数の救助・救急事案を同時に覚知した場合は、不特定多数の者を収容する施設など多大な人命危険が予想される救助・救急事案を優先する。 ③ 市は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ市民等の協力を求める。 <table><tr><td></td><td>市の要請事項</td><td>県の実施事項</td></tr><tr><td>救出の要請</td><td> ・ 応援理由 ・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間 ・ 救出を要する人員 ・ 周囲の状況(詳細に記入) ・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項 </td><td> ・ 自衛隊の派遣要請 ・ 海上保安庁に対する支援要請 ・ 消防機関の応援要請 </td></tr></table> ④ 市は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、静岡県施設の管理者と協議し、施設を使用する。		市の要請事項	県の実施事項	救出の要請	・ 応援理由 ・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間 ・ 救出を要する人員 ・ 周囲の状況(詳細に記入) ・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項	・ 自衛隊の派遣要請 ・ 海上保安庁に対する支援要請 ・ 消防機関の応援要請
	市の要請事項	県の実施事項					
救出の要請	・ 応援理由 ・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間 ・ 救出を要する人員 ・ 周囲の状況(詳細に記入) ・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項	・ 自衛隊の派遣要請 ・ 海上保安庁に対する支援要請 ・ 消防機関の応援要請					

自主防災組織、事業所等の活動内容	・ 自主防災組織、自治会及び事業所の自衛消防隊(班)は、次により自主的に救出活動を行う。 ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 ② 救出活動用資材を活用し、組織的救助活動に努める。 ③ 自主防災組織や自治会と事業所の自衛消防隊(班)は、相互に連携をとって地域の救出活動を行う。 ④ 自主救出活動が困難な場合は、市、消防機関又は警察署等に連絡し早期救出を図る。
------------------	--

8 避難所等の開設・運営

- あらかじめ指定する緊急避難場所及び避難所は、別(※8)に定めるとおりである。
- 避難が必要と判断した場合は、速やかに必要となる避難所を開設し、市民に周知する。
- 避難所等の開設・運営に当たっては、別に定める対応方針(※9)に基づき感染症対策を実施するものとする。
- 必要に応じて福祉避難所を開設する。また協定に基づいた旅館・ホテル等も活用に努める。
- 指定された避難所に収容しきれない場合や、避難所が倒壊や滅失等により使用できない場合、市有施設等の予備避難所から避難所を選定し、開設する。また、当該地域内に避難所として適当な施設が無い場合は、公園、広場を利用してテントを設営するなどの措置をとる。
- 避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な市有施設がない場合は、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県管理施設の管理者と協議し、施設の利用を検討する。
- 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 市は、避難所等を開設した場合には、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、混雑状況を周知する等避難の円滑化に努める。
- 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- 避難所の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、安全管理の観点から次の事項に留意する。
 - ・ 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所に市職員(地区防災班員)を配置する。
 - ・ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて運営が難しい状況に至ったときは、速やかに適切な措置を講じる。また、安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。
 - ・ 避難所ごとに受け入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告に努める。

※8 緊急避難場所/資料編 15-1、避難所/資料編 15-4

※9 避難所及び緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症への対応方針について/資料編 15-5

- ・ 区本部等と随時情報連絡を行うほか、正確な情報を避難者に知らせるとともに、不安の解消に努める。
 - ・ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の避難経路について常時情報収集に努める。
 - ・ 避難所が住民主体により運営されるように、傷病者への適切な措置のほか、男女双方の運営責任者の選任及び受付への男女の配置、高齢者や障がいのある人、外国人、性別によるニーズの違いや性的マイノリティへの配慮、乳幼児や妊産婦への対応及び、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に努める。
 - ・ 避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
 - ・ 避難所開設後、速やかにパーティションや段ボールベッドを設置するよう努める。
 - ・ トイレトレーラー等や災害時シャワーシステムの設置等、避難所の良好な衛生環境の確保に配慮する。
 - ・ 避難の長期化等を考慮し、避難所の生活環境や衛生状況、避難者の健康状態の把握に努め、必要に応じて、栄養バランスのとれた適温の食事、入浴や洗濯等の生活に必要な水の確保、医師や看護師等による福祉的な支援など、必要な措置を実施する。
 - ・ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
 - ・ 保健師等による巡回健康相談を実施する。
 - ・ 避難所における動物の飼育については、「本章 第12節 愛玩動物救護計画」に基づき、被災者支援等の観点から適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するとともに、必要な支援を受けるための浜松市獣医師会等関係機関との連携に努める。また、飼い主は周辺への配慮に努める。
 - ・ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保等の必要な措置を「避難所運営マニュアル本編（追録版）」に基づき実施する。
 - ・ 市の危機管理課と健康福祉担当部局は、感染症の発生、拡大がみられる場合には、感染症対策に必要な措置を実施する。
- 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅の利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努める。また、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

9 避難所以外での滞在への配慮

- 市は、在宅避難者や車中泊避難者など、指定避難所以外に滞在する被災者に対しても、指定避難所が在宅避難者等の支援拠点となり、必要な生活関連物資の支援、保健医療サービスの提供、情報の提供及び車中泊スペース等の生活環境を確保する。また、車中泊の早期解消に向け、必要な支援等ができるように配慮するよう努める。

10 市長の要請と県の実施

- 救出の要請については、「本節 7 人命の救出活動」に示す。
- 市外への避難については、「本節 11 広域避難・広域一時滞在」に示す。
- 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水等の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保するよう調査・研究を進める。
- 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

11 広域避難・広域一時滞在

- 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、下記事項を明らかにし県に要請する。

	市の要請事項	県の実施事項
市外への避難	① 避難希望地域	① 市外の既存施設を避難所とする場合の斡旋
	② 避難を要する人員	② 市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
	③ 避難期間	③ 自衛隊の派遣要請
	④ 輸送手段	④ 海上保安庁に対する支援要請
	⑤ その他	⑤ 消防機関の応援要請

- 市は、県内他市町への受け入れについて、当該市町に直接協議し、県へ報告する。他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自らの都道府県内の市町村に協議することができる。
- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努める。
- 市は、災害による広域的な避難のため、県又は国等を通じ、市外の避難住民の一時的な受入要請があった場合は、県又は関係市町等と協議の上、避難住民の受入支援を行う。
- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、ほかの地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は、緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるよう努めるものとする。
- 市は、御前崎市、菊川市、県、国、運送事業者等とともに、県の定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難の受入れを実施する。
- 市は、県、国、運送事業者等とともに、県の定めた「富士山火山避難基本計画」に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難の受入れを実施する。
- 受入支援を行うに当たっては、市民の安全性の確保を十分に考慮した上で対応する。

区 分		内 容
県内市町への避難	市	・ 県内他市町への受入れ要請については、当該市町へ直接協議する。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難所には可能な限り職員を配置し、避難状況の把握に努める。
	県	・ 市から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、市からの避難経路、避難者見込数などの情報を基に受入可能市町及び避難者の受入能力(※10)の助言を行う。
県外への避難	市	・ 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	・ 市から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。
市外からの受入	市	・ 広域避難を受け入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・ 市は、避難所を指定する際、広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ定めるよう努める。

※10 施設数及び施設概要等。

第10節 災害時避難行動要支援者の避難支援

【災害対策本部事務局、福祉支援部、区本部】

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

- 浜松市災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づき、市は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備するとともに、避難支援等関係機関^(※1)が協力して、避難行動要支援者の支援に当たる。

(2) 地域における避難支援体制

- 避難支援者は、災害時に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき支援を実施する。
- 支援者は、何らかの理由により支援が実施できないときは自治会・自主防災組織へ連絡する。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制

- 市は、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、避難所と想定される福祉避難所^(※2)の円滑な連携を図る。
- 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

※1 自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等。

※2 福祉避難所/解説・運用編 5-1

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

- 市は、様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ高齢者等避難等の防災情報を提供する。

《情報伝達手段》

災害情報共有システム（L アラート）／防災行政無線（同報無線等）／ファクシミリ／携帯電話メール（災害情報配信サービス）／浜松市防災ホットメール／テレビ、ラジオ／ケーブルテレビ、コミュニティ FM／広報車・消防団等による広報／浜松市公式 LINE

(2) 避難支援者・機関への情報伝達

- 市は、様々な情報伝達手段や地域の情報連絡網を使って地域住民に情報を伝え、避難支援者へ高齢者等避難等の防災情報を伝達する。
- 市は、避難支援関係機関が避難行動要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、防災情報を積極的に提供する。

3 安否確認情報の収集体制

- 安否情報は、避難所において収集するほか、様々な手段によりできる限りの情報を入手する。
- 避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や他施設等への避難先情報を得た場合等は、自治会・自主防災組織へ報告する。
- 市は、駐日外国公館から外国人住民の安否情報を求められた場合、把握している情報を提供する^(※4)。

※4 災害対策基本法第86条の15及び同法施行規則第8条の3により安否情報を提供する。

4 避難所等における要配慮者支援体制

(1)開設の周知

- 市は、防災情報に基づき、早期に避難所を開設するとともに、様々な情報伝達手段を活用し住民への周知を図る。

(2)避難所との連携

- 市は、避難支援等関係機関の協力のもとで、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談やニーズ等に応え支援する。

(3)その他

- 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、福祉的トリアージを行い、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うよう努める。
- 市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
- 被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。
- 医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

第11節 消防計画

- この計画は、災害対策基本法に基づき、水火災による災害を予防・警戒するとともに、火災を鎮圧し災害による被害の軽減を図るための事項を定めたものである。
- 災害時の人命救助を目的とし、消防局、消防署及び消防団における消防活動の概要を定め、防災活動に万全を期す。

1 消防体制

- 消防組織は、「本章 第3節 組織・動員計画」により、編成は別に定める(※1)。
- 大火災等発生時の緊急非常配備は、浜松市警防規程(※2)に基づく招集とする。
- 消防署及び消防団が、火災を覚知したときは、警防規程(※3)に基づく消防隊等災害出動基準及び浜松市消防団災害出動基準により出動する。

2 相互応援協力体制

- 火災、救急等の規模の拡大などに伴い、広域消防により被害の軽減を図るため、隣接市町村等と消防相互応援協定を締結し、これに基づき応援要請を行う。

3 消防相互応援協定

協定名	協定先
浜松市・磐田市消防相互応援協定	磐田市
浜松市・湖西市消防相互応援協定	湖西市

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部】

※1 消防団/資料編9-2
※2 規程第91条
※3 規程第25条第2項

静岡市・浜松市の消防管轄隣接区域における相互応援に関する協定書	静岡市
浜松市、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の消防相互応援協定	愛知県新城市、愛知県北設楽郡設楽町、 愛知県北設楽郡東栄町、 愛知県北設楽郡豊根村
浜松市・南信州広域連合消防相互応援協定	長野県南信州広域連合
浜松市・豊橋市消防相互応援協定	愛知県豊橋市
静岡県西部地区内高速道路における消防相互応援協定	掛川市、袋井市森町広域行政組合、 磐田市、菊川市
静岡県西部地区内新東名高速道路における消防相互応援に関する協定	掛川市、袋井市森町広域行政組合、磐田市
東名高速道路における消防相互応援協定	愛知県新城市、愛知県豊橋市、 愛知県豊川市
新東名高速道路における消防相互応援協定	愛知県新城市
国道１号浜名バイパスにおける消防相互応援協定	湖西市
国道１号浜松バイパス・国道１号磐田バイパスにおける消防相互応援協定	磐田市
静岡県消防相互応援協定	県内の各市町
静岡県内航空消防相互応援協定	静岡県、静岡市

○ その他

- ・ 応援要請の際には、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。
- ・ また、必要に応じ県に対し、災害の状況等について報告を行う。

○ 大規模災害消防応援体制

- ・ 地震、台風等の災害の状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）、必要があると市長が認めるときは、消防組織法第 45 条に規定する緊急消防援助隊の応援を県へ要請する。

4 消防相互応援協定以外の協定等

協定名	協定先
浜松市消防局画像伝送システム 消防用高所監視施設と静岡県の 映像伝送機器との接続に関する 協定	静岡県
ガス事故防止対策に関する協定	浜松中央警察署 浜松東警察署 浜松西警察署 浜北警察署 森警察署 天竜警察署 湖西警察署

	細江警察署 サーラエナジー(株)浜松支社 (一社)静岡県 LP ガス協会西部支部 中部電力パワーグリッド(株)浜松支社 中部電力パワーグリッド(株)浜北営業所
--	---

5 集団災害^(※4)に対する消防計画

- この計画は、交通事故等の災害により、多数の傷病者が同時に発生した場合における救助及び救急その他の災害対策について定めるものである。
- ・ 次の集団災害が発生した場合は、速やかに現場指揮所を災害現場に設置する。
 - ① 傷病者が 10 人以上発生又は発生すると見込まれるとき
 - ② その他特異な災害事故発生により消防長が必要と認めるとき
 - ・ 上記における集団災害の出動体制は、消防隊等災害出動基準に定めるところによる。

※4 交通事故等により、同時に多数の死傷者が発生した災害のこと。

6 地震等により発生する火災

基本方針	① 市民、自主防災組織及び事業所は、自らの生命及び財産を守るため出火防止活動、初期消火活動を実施する。 ② 地域住民は協力して可能な限り消火活動を行い火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 ③ 消防局及び消防団は、多数の人命を守ることを最重点とした消防活動を行う。
消防機関の活動内容	① 情報収集活動要領 <情報収集の時期> ・ 消防局は直ちに情報収集活動を開始する。 <情報収集の手段> ・ 消防局は、消防署の機能を十分に活用して、活動部隊等からの情報を間断なく収集するとともに、高所見張り、参集職員、消防団、警察官、自主防災組織等あらゆる人々及び機関から積極的に収集する。 <収集すべき情報> ・ 火災の発生場所及び火勢の状況、延焼拡大方向 ・ 人命救出、救助の必要の有無 ・ 自主防災組織の活動状況 ・ 道路損壊、橋の損壊及び消防車両等の通行可否 ・ 消防水利等の活用可能状況 ・ その他消防活動上必要な事項 <情報連絡体制> ・ 情報の収集又は通報の通信は、風水害等対策編第 2 章第 3 節情報の収集、伝達計画に定める通信系統による。

	② 火災防御要領 ・ 延焼火災が多発又は拡大した場合は、人命の安全を優先とし、緊急避難場所及び避難路の確保を優先して防御を行う。 ・ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して防御を行う。 ・ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防御を行う。 ・ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊等を必要とする場合は、市街地の火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。 ・ 同時に重要対象物周辺と市街地の火災が発生した場合は、重要対象物の防護上必要な火災を優先する。 ③ 避難指示の伝達及び誘導 ・ 火災が各所において炎上拡大し、又は爆発の危険若しくは有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、避難指示が発令された場合には、避難指示地域における当該地域住民への伝達を行う。	
事業所 ^(※5) の活動	① 火災予防措置 ・ 火気の消火及びLP ガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い必要な防災措置を講じる。 ② 火災が発生した場合の措置 ・ 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。 ③ 災害拡大防止措置 ・ LP ガス、都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは次の措置を講じる。 ・ 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 ・ 消防、警察、最寄りの防災機関に駆付ける等可能な手段により直ちに通報する。 ・ 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。	※5 研究室、実験室を含む。
自主防災組織の活動内容	① 各家庭等におけるガス栓の閉止、LP ガス容器のバルブの閉止、電源の遮断等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。 ② 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。	

	③ 消防隊(消防署、消防団)が到着したときは、消防隊の長の指示に従う。
市民の活動内容	① 火気等の始末 ・ 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消火するとともに、ガス栓、LP ガス容器のバルブ、石油類のタンクは元バルブをそれぞれ閉止し、電気についてはブレーカーを遮断する。 ② 初期消火活動 ・ 火災が発生した場合は、消火器、汲み置きの水等で消火活動を行う。

第12節 愛玩動物救護計画

【災害対策本部事務局、保健医療調整本部】

- この計画は、災害により、自宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、県及び飼い主等の実施事項を定めるものである。

区 分		内 容
同行避難	市	・ 「人とペットの災害対策ガイドライン^(※1)」、「災害時における愛玩動物対策行動指針^(※2)」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン^(※2)」、マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。 ・ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
	県	・ 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時から対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	飼い主	・ 人とペットが安全に避難するため、日頃から避難所での管理ができるように、ケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 ・ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ・ 処方薬^(※3)、ペットフード・水^(※4)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 ・ 飼い主が避難地へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難^(※5)に努める。

※1 環境省作成
※2 県作成

※3 療法食を含む。
※4 少なくとも 5 日分、できれば 7 日分以上。
※5 災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、緊急避難場所まで安全に避難すること。緊急避難場所へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

放浪動物への対応	市	・ 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 ・ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ・ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 ・ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 ・ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	県	・ 市、ボランティア及び関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	飼い主	・ 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 ・ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努める。

第13節 食料供給計画

【災害対策本部事務局、福祉支援部、物資管理部、区本部】

- この計画は、災害により日常の食事に支障が生じた際、被災者に対し応急な炊出しを行い、または必要な食料品を配給し、一時的に被災者の食生活を保護するための事項を定めるものである。

1 「災害救助法」の基準

対象	避難所に収容された者、全半壊等で炊事ができない者
費用	1,330 円／人・日
期間	災害発生日から 7 日以内 ^(※1)

※1 期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

2 実施方法

《炊出し等食品の配給》

- 食品の配給を実施する場合、市は責任者を指定し、配給状況を把握する。また、配分が適正、円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 配給に際して被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し・パン等の配布など適切な方法により実施する。
- ・ 配給品目 米穀、パン、麦製品(乾うどん等)等
 - ・ 配給数量 1 人 1 日 3 食
- 炊出しは避難所内又はその近くの適切な場所を選び、自主防災組織等の協力により実施する。実施できない場合は、給食業者等から調達する。

《応急食料の調達》

- 応急食料の調達は、市物資管理部災害時初期対応マニュアルに基づき実施する。
- 調達した応急食料の輸送は、当該物資発注先の業者等に依頼する。これに抛りがたいときは第 23 節輸送計画に基づいて行う。
- 市指定の各避難所で必要となる応急食料の備蓄を進める。
- 避難所等において必要とされる物資は刻々と変化するため時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

3 市長の要請と県の実施

- 市において、応急食料の調達が不可能又は困難な場合に、市長は下記事項を明らかにし知事へ調達斡旋を要請する。

市の要請事項	県の実施事項
① 調達斡旋を必要とする理由 ② 必要食料品目 ③ 必要数量 ④ 引渡しを受ける場所及び引受責任者 ⑤ 連絡課及び連絡責任者 ⑥ 荷役作業員の有無 ⑦ その他参考となる事項	① 応急食料の調達斡旋 ② 輸送車両の斡旋

- 交通及び通信が途絶して知事に調達斡旋を要請することができない場合は、農林水産省農産局(※2)に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請する(※3)。

4 市民及び自主防災組織の活動

- 緊急物資は、家庭や自主防災組織の備蓄を市民相互の共助により賄う。ただし、賄えない場合は市に供給を要請する。
- 市が行う緊急物資の配分に協力する。
- 炊き出しは避難所で行い、食事を提供する。

第14節 被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画

- この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者に対して、被服、寝具その他生活必需品（以下、この節において「物資」という。）及び燃料を一時的に配給又は貸与をする事項を定めるものである。

1 「災害救助法」の基準

対象	全半壊等により生活上必要な生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
費用	(全壊 4 人世帯の場合) 夏季 45,000 円以内 冬季 69,000 円以内(※1)

※2 関東農政局静岡
岡山拠点
※3 米穀の買入れ・
販売等に関する基
本要領による。

【災害対策本部事務
局、福祉支援部、物
資管理部】

※1 この季別は夏
季 4 月 1 日～9 月 30
日、冬季 10 月 1 日
～3 月 31 日とし、災
害発生の日をもって
決定する。
(令和 6 年 9 月 10
日改訂の金額)

	(半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合) 夏季 15,900 円以内 冬季 23,000 円以内
期間	災害発生日から 10 日以内 ^(※2)

※2 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

2 実施方法

- 市物資管理部災害時初期対応マニュアルに基づき調達する。調達に際しては、被災状態、必要な物資の種類、数量等をもとに物資購入(配分)計画表を作成し行う。
- 生活必需品の運送は、当該物資発注先の業者等において依頼するものとし、不可能な場合は、「本章 第 23 節 輸送計画」に基づき市が実施する。
- 生活必需品の配給(貸与)を実施する場合、市長は責任者を指定し、配給(貸与)の状況を把握する。
- 市は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。
- 避難所等において必要とされる物資は刻々と変化するため時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

3 市長の要請と県の実施

- 市長は、物資及び燃料の調達斡旋を必要とする場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請	県の実施
① 必要品目 ② 必要数量 ③ 引渡し場所及び受取責任者 ④ 連絡課及び連絡責任者 ⑤ 荷役作業員の有無 ⑥ 経費負担区分 ⑦ その他参考となる事項	① 物資及び燃料の調達斡旋 ② 輸送車両の調達

4 市民及び自主防災組織の活動

- 緊急物資は、家庭や自主防災組織の備蓄を市民相互の共助により賄う。ただし、賄えない場合は市に供給を要請する。
- 市が行う緊急物資の配分に協力する。
- 地域内の LP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な LP ガス及び器具等を確保する。

第15節 給水計画

【保健医療調整本部、福祉支援部、上下水道復旧部】

- この計画は、災害により飲料水の供給が停止し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、必要な量の飲料水を供給するための事項を定めるものである。

1 「災害救助法」の基準

対象	飲料水(飲用、炊事のための水)を得ることができない者
費用	実費 ①水の購入費、②給水又は浄水に必要な機械または器具の借上費・修繕費・燃料費、③浄水に必要な薬品又は資材費
期間	災害発生日から7日以内(※1)

※1 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

2 実施方法

(令和5年4月1日現在)

種 別	事業数	給水人口
市上水道	1	762,997 人
飲料水供給施設	142	2,811 人
専用水道	70	8,424 人

- 給水が必要とされる地域に対して、給水用車両及び地区別給水人口を考慮して給水する。
 - ・ 給水は、給水資機材を利用するほか、地区別に貯水用の水槽等を用意し、給水の迅速化を図る。
 - ・ 給水に際して給水時間、給水場所を住民に周知する。
- 市内の水道施設は別(※2)に示すとおりである。
- 飲料水の補給は避難所の受水槽及び飲料水専用耐震性貯水槽(※3)より行う。消火栓からの給水が可能な場合は、必要に応じて実施する。
- 災害発生後できる限り早く仮設共用栓等を各給水拠点に設置し、生活に必要な最低限の水を供給するよう努める。
- 自ら飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。
- 浄水用薬品の調達、上下水道部風水害等対応マニュアル等による。
- 被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、上下水道部の非常体制により進める。
- 給水を実施する場合は、衛生上の注意を払い進める。
- 災害発生後8日以降は、1人1日20Lを目標とする。
- 水道施設に対し、早期に各戸給水を目標とした復旧計画を策定する。
- 浄水場、配水場等の水道基幹施設の復旧について、二次災害の防止と給水機能を保持するために各施設勤務者は、被災後直ちに施設の点検、補修及び操作に努める。
- 地域の被害状況の調査活動を行い、取水施設、導送配水管の復旧作業にあたる。
- 救護病院、透析施設、避難所等への優先的な応急給水に努める。

※2 市水道施設・飲料水供給・専用水道/資料編18-3
 ※3 飲料水専用耐震性貯水槽/資料編18-2

3 市長の要請と県の実施

- 市において給水措置が困難な場合には、(社)日本水道協会静岡県支部及び19大都市水道局災害相互応援に関する覚書により給水応援を要請するほか、次の事項を明らかにし県へ要請する。

市長の要請	県の実施
① 給水対象人員 ② 給水期間及び給水量 ③ 給水場所 ④ 給水器具、薬品、水道用資材等の品目別必要数量 ⑤ 給水車両のみ借上げの場合、その台数 ⑥ その他必要事項	① 隣接市町、自衛隊又は国に対する協力要請 ② 資機材等の調達に係る市町間での調整、又は国に対する協力要請

4 市民及び自主防災組織の活動

- 災害発生後 7 日間はある限り各家庭の備蓄による。
- 災害発生後 8 日目から、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- 衛生上の注意を払い、井戸、湧水等を活用する。
- その他、市の応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

5 生活用水（非飲用）の確保

- 飲料水の安定した供給につなげるため、小中学校のプールの水、防災井戸^(※4)及び応急水源等を活用し、災害時に洗濯やトイレの洗浄などに必要となる生活用水の確保に努める。

※4 大規模災害により、水の濁りなどが発生した場合において、地域住民等の生活用水の供給を目的に井戸の所有者(管理者)の善意により利用できる井戸。

第16節

被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

- この計画は、地震により建築物、宅地等が被害を受けたときに、その後の余震等による二次災害を防止するため次の安全対策を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生じるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定するためのものである。また、「災害救助法」が適用された際に被災者の居住の安定を図るためのものである。
- ・ 災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、住宅の建設^(※1)又は民間賃貸住宅の借上げ^(※2)により、一時的な居住の安定を図る^(※3)。
- ・ 災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る^(※4)。
- ・ 災害のため屋根等に被害を受けた被災者の住家の損傷被害の拡大を防止する^(※4)。
- ・ 災害のため住家に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、居住のために必要最小限度の部分の土石障害物等を除去し、居住の安定を図る^(※4)。
- ・ なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、「本章 第 9 節 避難救出計画 11 広域避難・広域一時滞在」による。

【廃棄物処理部、都市復興部、土木復旧部、福祉支援部、警備(消火・救出)部】

※1 原則として、県が設置、市は場所の確保を行う。

※2 原則として、県が民間賃貸住宅を借上げ、市は情報提供、斡旋を行う。

※3 災害救助法適用時に県から事務委任を受け市が管理運営を実施する。

※4 災害救助法適用時に県から事務委任を受け市が実施する。

1 被災建築物等に対する危険度判定及び安全対策

- 「地震・津波対策編 第5章 災害応急対策計画 第6節 災害の拡大防止及び二次災害防止活動」に準ずる。

2 災害危険区域の指定

- 市は、災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。
- 市は、条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 「災害救助法」の基準

応急仮設住宅の供与	対象	住家が全壊、全焼又は流失するなど、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を取得できない者。
	費用	1戸当たり平均 6,883,000 円以内
	期間	災害発生日から 20 日以内に整備開始 ^(※5) 救助期間は完成の日から最長 2 年(必要に応じて 1 年を超えない期間ごとの延長が可能)
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。
	費用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分 (半壊または半焼の被害を受けた世帯)717,000 円以内/世帯 ^(※6) (これらに準ずる程度の被害を受けた世帯)348,000 円以内/世帯
	期間	災害発生日から 3 か月以内に完了 ^(※6) (ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内)
住宅の応急修理 (住家被害の拡大を防止するための緊急の修理)	対象	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。
	費用	屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分。 (雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯)51,500 円以内/世帯
	期間	災害発生日から 10 日以内
障害物の除去	対象	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居(居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことができない場所)又はその周辺(住家の入口が閉ざされている場合の玄関回り)に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者 ^(※7) 。
	費用	140,000 円以内/世帯
	期間	災害発生日から 10 日以内 ^(※7)

※5 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

※6 全壊の場合でも応急修理を実施することで居住が可能な場合は対象となる。

※7 応急仮設住宅の供与との併給はできない。

(2) 実施方法

- 被災状況や減失世帯数、避難所生活世帯数等を把握し、応急仮設住宅の必要戸数を算定する。
- 建設型応急住宅の建設可能敷地は、市管理用地(公園、普通財産、運動広場等)を基本とし、災害の状況に応じて選定する。また、県からの協力要請により、プレハブ建築協会等の協力を得て建設する応急住宅の工事監理及び検査業務を実施する。
- 県からの協力要請により、賃貸型応急住宅の借り上げ事務の受付業務を不動産関係団体の協力を得て実施する。
- 応急仮設住宅の入居要件及び住宅の種別(高齢者対応、障がいのある者対応等)について健康福祉部等と協議の上、優先入居等も含め検討する。必要に応じて第三者機関による入居要件の検討も実施する。
- 応急仮設住宅への入居者の選考は、原則として被災者の資力その他生活条件を充分調査するとともに、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。
- 応急仮設住宅等入居申込書と応急仮設住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退居手続き、維持管理を行う。
- 住宅の応急修理及び障害物の除去に際しても、上記の入居要件等に準じ、資格要件の検討を実施する。
- 応急仮設住宅、住宅応急修理及び障害物の除去の情報提供を実施する。
- 建築資材、労働者等については、別に定めるところにより措置するものとする。また、調達した建築資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等においてできないときは、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節 輸送計画」に基づき行う。
- 障害物の除去には、市職員、消防団、水防団、建設業者、自衛隊等があたり、被害の状況に応じ適宜動員する。
- 除去用車両、除去作業用機械器具等については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節 輸送計画」に定めるところによる車両及び一般社団法人静岡県西部解体工事業協会との協定等に基づき調達する。
- 障害物の集積は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積する。

(3) 市長の要請と県の実施

- 市において災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、資材等の調達が不可能又は困難な場合、若しくは市の区域外又は県外への広域的な応急仮設住宅への収容が必要であると認めた場合には、市長は次の事項を明らかにし知事へ要請を行う。

	市長の要請	県の実施
応急仮設住宅	① 被害世帯数(全焼・全壊・流失・半壊) ② 応急仮設住宅必要戸数 ③ 広域的な収容が必要となる世帯数 ④ 連絡責任者 ⑤ その他参考となる事項	① 広域避難収容の支援 ② 建築資材、建築業者等の調達斡旋 ③ 輸送 ④ 災害復旧用材(国有林材)及び県有林材の活用
住宅応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	① 被害世帯数(半焼・半壊・準半壊) ② 修理戸数 ③ 修理に必要な資材品名及び数量 ④ 修理に必要な建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
住宅応急修理 (住家被害の拡大を防止するための緊急の修理)	① 被害世帯数(半焼・半壊・準半壊) ② 修理戸数 ③ 修理に必要な資材品名及び数量 ④ 修理に必要な建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
住宅の障害物の除去	① 被害世帯数 ② 除去戸数 ③ 除去に必要な資材品名及び数量 ④ 除去に必要な建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
宅地内の土砂の除去	① 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別) ② 除去に必要な人員 ③ 除去に必要な期間 ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量 ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無	

(4) 要配慮者への配慮

- 応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。
- 特に応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等を検討する。
- 要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。
- 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、原則として団地ごとに行う等、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(5) 非常災害時における特例

- 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、次のとおり、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において、地方公共団体の長が設置する応急仮設住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
市長、知事の措置	・ 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・ 応急仮設住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置。

(6) 災害の拡大と二次災害の防止活動

- 市は、災害時に、適切な管理のなされていない工作物等に対し、緊急に安全を確保するため必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる工作物等の全部又は、一部の除却等の措置を行うものとする。

第17節 医療及び助産計画

【警備(消火・救出)部、保健医療調整本部、福祉支援部】

- この計画は、災害により医療、助産機関が混乱し、被災した市民が医療又は助産の途を失った場合に、浜松市医療救護計画に基づき応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図るためのものである(※1)。

※1 災害救助の内容/資料編 22-1

1 「災害救助法」の基準

対象	医療・助産の途を失った者
費用	薬剤、治療材用等の実費、診療報酬の額以内
期間	災害発生日から14日以内、分べんした日から7日以内

2 実施事項

市	① 救護所の開設場所(※2)及び救護病院(※3)をあらかじめ定める。 ② 病院施設・診療所について、施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。 ③ 被災の状況に応じて、救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体(※4)に要請し、救護所を開設する。 ④ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージ(※5)を行い、効率的な活動に努める。 ⑤ 自主防災組織等と協力して、重症患者及び中等症患者を救護所から救護病院まで搬送する。 ⑥ 保健医療調整本部を設置し、救護所及び救護病院の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。
---	--

※2 救護所/資料編 16-2

※3 救護病院/資料編 16-1

※4 医療関係団体/資料編 16-3

※5 重症度、緊急度による患者の振分け。

	⑦ 救護所の業務 ・ トリアージ ・ 軽症患者に対する処置の看護師等への指示 ・ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 ・ 重症患者及び中等症患者への応急処置 ・ 救護病院等への搬送手配 ・ 医療救護活動の記録、市災害対策本部への措置状況等の報告 ・ 地区防災班への救援要請 ・ その他必要な事項 ⑧ 救護病院の業務 ・ トリアージ ・ 重症患者及び中等症患者の処置と収容 ・ 航空搬送拠点への搬送手配 ・ 死亡の確認及び遺体搬送の手配等 ・ 医療救護活動の記録及び広域災害救急医療情報システム(EMIS)への入力等による市災害対策本部への受入れ状況等の報告 ・ その他必要な事項 ⑨ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する(※6)。 ⑩ 市内の救護病院等だけでは治療・受入れすることができない重症患者を広域搬送する場合は、静岡県医療救護計画に基づき、航空搬送拠点又は救護病院の最寄りのヘリポートまで、重症患者を搬送する。 ⑪ 医療救護活動状況等の情報を広域災害救急医療情報システム(EMIS)等により把握し、応援の派遣等を行う。
市民及び 自主防災組織 等	① 軽症者は、自己及び共助により処置する。 ② 医師の処置が必要な重症患者及び中等症患者を救護病院へ搬送する。 ③ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院までの搬送に協力する。

※6 DMAT、DPAT、災害支援ナース等医療チーム

3 市長の要請と県の実施

○ 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請	県の実施
＜医療・助産の供給＞ ① 必要な救護班数 ② 救護班の派遣場所 ③ その他必要事項(※7)	① 救護病院等への救護班(※6)の派遣 ② (一社)静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣要請 ③ 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、(一社)日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び(一社)静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・斡旋

※7 災害発生の原因。

	④ 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・斡旋 ⑤ (公社)静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請 ⑥ 災害拠点病院に対する重傷患者受入れ等の要請
--	--

4 非常災害時における特例

- 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、次のとおり、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
市長、知事の措置	・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講じる。

【保健医療調整本部、福祉支援部、区本部】

第18節 健康支援計画

- この計画は、災害により避難所が開設された場合に、浜松市災害時健康支援活動マニュアルに基づき避難者の健康管理を実施する等、被災者の健康保持のため、保健師等による健康支援を実施するための事項を定めるものである。

1 健康支援活動の実施

- 被災者の健康保持のため、保健師等による巡回健康相談等を実施し健康管理を行う。特に、要配慮者の健康状態には注意し、必要に応じて医療受診へつなげる。
- ・ 健康状態の確認
 - ・ 健康相談
 - ・ 医療チームとの連携した活動
 - ・ エコノミークラス症候群、生活不活発病等の予防啓発
 - ・ 栄養・食生活支援、歯科保健活動
- 被災地区住民の健康状態把握を行う。
- ・ 全戸訪問の実施
- ふじのくに防災情報共有システム等にて保健師・栄養士の派遣要請を行う。
- 市民及び自主防災組織の行う保健活動の指導をする。
- 単身生活が困難な場合等は、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子や福祉用具等の手配等を保健福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- 市民は、市が行う保健活動の協力を努める。

2 市長の要請と県の実施

○ 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請	県の実施
<保健師・栄養士の派遣> ① 救護所・避難所の数 ② 必要な保健師・栄養士数 ③ 派遣期間	① 他市町若しくは国等への保健師・栄養士の派遣要請

第19節 遺体の搜索及び措置・火葬計画

【遺族・遺体部】

○ この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の搜索並びに遺体の措置及び火葬^(※1)に伴う事項を定めるものである。

※1 埋葬(土葬)を含む。

1 「災害救助法」の基準

	対象者	費用の限度額、対象経費	期間
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者に支給	【費用の限度額】 1 体当たり 大人(12 歳以上) <u>226,100 円以内</u> ^(※2) 子供(12 歳未満) <u>180,800 円以内</u> ^(※2) 【対象経費】 ①棺(付属品を含む)、②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む)、③骨壺及び骨箱	災害発生から <u>10 日以内</u> ^(※3)
遺体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を搜索する	【対象経費】 舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	同上
遺体の措置	災害の際死亡した者について、遺体安置所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。	【費用の限度額】 ①遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり <u>3,600 円以内</u> ②遺体の一時保存 一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合 1 体あたり <u>5,700 円以内</u> (ドライ	同上

※2 被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事業がある場合に限る
 ※3 内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

		アイス購入費の実費加算可) (※4)	
--	--	-----------------------	--

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

※4 ②既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費。

2 実施方法

- 行方不明者等の搜索は、市、警察、自衛隊等により行う。
- 搜索に当たっては時間的経緯によって流失等のおそれがある方面を優先して実施する。
- 遺体の措置は、原則として市遺族遺体部において行う。
- 遺体の措置に際しては、市職員、消防団員、水防団員等により班を編成し行うこととし、埋葬に際しては遺族と協議の後、市職員及び民間事業者等に対応する。なお、火葬を通例とし、埋葬（土葬）はできるだけ避ける。また、外国人遺体については、風俗・習慣・宗教等の違いに十分配慮し、適切に対応する。
- 遺体の措置は遺体安置所^(※5)のほか、了解を得て付近の寺院を使用する。適当な場所がないときは、広場、避難所等へ仮置きすることとする。
- 遺体の氏名等の識別を行ったのち、親族等に引き渡す。遺体の氏名の公表について親族に確認をする。相当期間引き取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- 遺体の火葬は、斎場^(※6)においてのみ行う。
- 遺体安置所から火葬場へ遺体を搬送するのは、遺族等の手によることを原則とする。ただし、交通規制が行われるなど、遺族等が遺体を火葬場等に搬送することが困難な場合は、市は火葬依頼、搬送等に関して調整を行う。
- 遺体の措置・埋葬等に必要な車両については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節 輸送計画」に基づき配備する。

※5 遺体安置所/解説・運用編 7-1

※6 斎場/資料編 19-1

3 市長の要請と県の実施

- 市長は、市等において遺体の搜索・処置、火葬（埋葬）が困難又は不可能な場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請	県の実施
① 処置、火葬(埋葬)に必要な職員数	① 遺体の搜索・処置に必要な要員の派遣
② 搜索が必要な地域	② 遺体の処置に必要な器具、資材の調達
③ 火葬施設の使用可否	③ 輸送車両の斡旋
④ 必要な輸送車両の台数	④ 大規模な遺体安置所の設置
⑤ 遺体の措置に必要な器材・資材の数量	⑤ 火葬要員の斡旋
⑥ 広域火葬の応援が必要な遺体数	⑥ 他の市町又は各都道府県に対する広域火葬の依頼、調整

4 非常災害時における特例

- 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、次のとおり、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第 5 条第 1 項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第 14 条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第20節 防疫計画

【保健医療調整本部】

- この計画は、被災地の消毒措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保、感染症の流行の未然防止を図るためのものである。

1 実施事項

- 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査・健康診断^(※1)
- 感染症の病原体に汚染された場所の消毒^(※2)
- ねずみ族、昆虫等の駆除^(※3)
- 生活用水(井戸水等)の使用制限又は禁止^(※4)
- 感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄^(※5)
- 患者の移送^(※6)
- 避難所の衛生管理及び消毒指導
- 緊急的な臨時の予防接種の実施^(※7)

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条、第 17 条

※2 同法第 27 条

※3 同法第 28 条

※4 同法第 31 条

※5 食品衛生法第 6 条第 1 項第 3 号

※6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 21 条

※7 予防接種法第 6 条知事の指示による。

2 実施要領

- 災害の状況に応じて防疫に関する班を編成し、消毒等を実施する。
- 実施する優先順序は次のとおりとする。
 - ① 下痢患者、有熱患者が多発している地域
 - ② 集団避難場所
 - ③ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- 実施方法、薬品等は別に定める。
- 市民及び自主防災組織は、飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止するとともに、市が行う消毒活動に協力する。
- 関係団体は、飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止に努める。また、市から要請があった場合は、積極的に協力する。

3 市長の要請と県の実施

- 市長は、市において防疫の実施が困難な場合は、知事等へ応援・協力を要請する。

県	防疫薬剤の種類、数量及びその他必要事項を示し、応援を要請する。
---	---------------------------------

静岡県ペストコントロール協会	協定に基づき、防疫活動の実施等の消毒活動及び、害虫の駆除などについて協力を要請(※8)する。
日本環境感染学会災害時 感染制御支援チーム (DICT)	避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、派遣を迅速に要請するものとする。

※8 大規模災害時における防疫活動に関する協定(平成22年5月25日締結)に基づく。

第21節 廃棄物処理計画

【廃棄物処理部】

- この計画は、災害時の廃棄物の処理業務を適切に行い、生活環境の悪化を防止するための事項を定めるものである。

1 実施内容

- 浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、各種災害に対応した必要な措置を講じる。
- 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。
- 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。
- 既存処理施設での処理が困難な場合は、県、民間事業者団体等へ支援を要請する。
- 家庭から排出される生活ごみや避難所での生活に伴い発生する避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理を実施する(※1)。
- 被災した家屋の解体等によって発生したがれき類(片付けごみ(※2)を含む)の処理を実施する。

※1 もえるごみ、もえないごみ、資源物、連絡ごみ(粗大ごみ)等。
※2 解体を免れた家屋の片付けにより発生した廃棄物。

2 初期対応

- 生活ごみは、被災の状況により通常収集及び自己搬入を一時中止し、排出元に留め置く。その際、ごみ、し尿の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。
 - ・ 平常時の分別方法に基づき、発生場所等にて分別してまとめておく。
 - ・ 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、水洗トイレは使用せず、避難所の仮設トイレ等を使用する。
 - ・ 使用済の携帯トイレ等は、密封した上で「もえるごみ」として排出する。ただし、避難所から発生した使用済みの携帯トイレ等は、ごみとは別に集積する(※3)。
- がれき類については、災害の状況からがれき類発生量を推計し、公有地等から仮置場を選定する。また、がれき類の搬入については、仮置場への搬入の方針が決まるまで個人で保管する。
- 中間処理施設及び最終処分場については、被災状況を調査し、処理能力を把握する。また、施設の処理能力に関係する被災箇所の応急修繕を実施する。
- 収集運搬車両の被災状況を調査し(※4)、収集運搬能力を把握する。
- 市災害対策本部、諸関係機関等との連絡・調整を実施し、情報収集を行うとともに、避難所の状況や、仮設トイレの設置状況について把握する。

※3 分別や集積については「浜松市災害廃棄物処理計画」による。

※4 委託・許可業者を含むものとし、対象となる業者は別に定める。

3 収集・処理計画

- 生活ごみ及び避難所ごみについては、それぞれ発生量を推計し、収集人員及び車両の必

要量を把握し、処理方針を検討・決定する。

- し尿等については、避難所別の避難者数や避難所の仮設トイレの設置状況からし尿発生量を推計し、必要収集車両及び人員数を把握して収集・処理計画を作成する。
- がれき類については、災害の状況から発生量を推計し、仮置場を設置して、管理・運営のための体制を整備する。
- 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化及び処理の円滑化を推進する。
- 損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者が自ら行うべきものであるが、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、市が解体・撤去を行うことがある。また、所有者が自主撤去した場合についても、撤去に要した費用を償還する場合がある。
- 種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難な場合は、本市内外の民間処理施設や他自治体の処理施設の使用について協議・検討するほか、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関^(※5)に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。
- 収集した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。
 - ・ 廃棄物処理施設の被災状況
 - ・ 災害廃棄物の発生推計
 - ・ 仮置場の開設状況
- 災害協定に基づき締結団体に要請して収集運搬を行う。またごみの処理が困難な場合は、関係機関^(※6)を通じて他都市へ支援を要請する。
- し尿については、災害協定に基づき締結団体に要請し、避難所に設置された仮設トイレから定期的に収集する。また、し尿の収集・処理が困難な場合は、関係機関（県等）を通じて支援を要請する。

※5 県、災害協定締結先、浜松建設業協会、重機建設工事組合、静岡県西部解体工事業協会等。

※6 国、県、(公社)全国都市清掃会議

4 市長の要請事項と県の実施事項

- 廃棄物処理業務が不可能又は困難な場合、市長は下記事項を明らかにし知事へ要請する。

市長の要請事項	県の実施事項
①要請理由 ②場所及び期間 ③必要とする設備 ④廃棄物の種類及び必要処理量 ⑤物資・資機材等の品名及び数量 ⑥必要とする人員 ⑦業務の内容 ⑧連絡責任者 ⑨その他特記事項	① 市外の処理施設の斡旋 ② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋 ③ 死亡獣畜処理場の斡旋 ④ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等

5 非常災害時における特例

- 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、次のとおり、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
災害対策基本法に基づく特例措置	災害対策基本法第 86 条の 5 第 6 項に基づき、政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条 1 項若しくは第 6 項、第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
廃棄物処理法に基づく特例措置	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 の 3 に基づき、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、知事への届出で一般廃棄物処理施設を設置することができる。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 第 2 項に基づき、非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能とする。
市長、知事の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
市民及び自主防災組織	① ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。 ② 下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用する。

第22節 社会秩序維持計画

【災害対策本部事務局、物資管理部】

- この計画は、災害による地域社会の混乱を鎮め、人心を安定し、社会秩序を維持するために市が実施する対策について定めるためのものである。

1 住民に対する呼びかけ

- 市長は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、地域住民がとるべき措置等について速やかに呼びかけを行う。

2 警察に対する要請

- 市長は、地域社会の混乱を鎮めるために必要と認めるときは、警察に対し緊急措置の実施を要請する。

3 県に対する要請

- 市長は、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置及び広報の実施を要請する。

4 生活物資の価格等の調査及び対策

- 生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策^(※1)を実施する。
 - ① 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
 - ② 特定物資の報告徴取、調査等
 - ・ 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行うよう県に要請する。
 - ・ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の調査を実施する。

※1 対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限定

第23節 輸送計画

【災害対策本部事務局、遺族・遺体部、健康支援部、物資管理部】

- この計画は、災害応急対策が円滑に実施されるよう、被災者をはじめ災害応急対策に従事する者並びに災害応急対策用物資・資材の円滑な輸送を図るためのものである。
- 災害時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。その際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点の選定に努める。
- 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

1 「災害救助法」の基準

対 象	費 用	期 間
被災者の避難 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 遺体の捜索・処理 救済用物資の整理配分	実費	救助の実施が認められる期間

2 輸送の基本方針

- 市は、地域内輸送拠点の運営及び避難所等への物資の輸送について効率的に行うため、速やかに、運送や輸送に必要な人員や資機材等を輸送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

3 実施方法

- 交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画^(※1)を作成する。

※1 乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必需物資の量を検討し、作成する。

<輸送路及び輸送施設>

- ・道路管理者は警察、自衛隊、協定締結先、自主防災組織等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害復旧見込み等緊急輸送計画の作成に必要な情報を把握する。
- ・市災害対策本部は、緊急輸送ルート of 被害状況を把握し、通行可否を確認する。
- ・道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
- ・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
- ・市はあらかじめ定めたヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

<輸送手段の確保>

- ・輸送は公用車両^(※2)を活用して行う。なお、車両の管理は、市災害対策本部において集中管理する。
- ・輸送に民間保有車両の協力が必要な場合、被災程度が軽いときは、市災害対策本部が次表の関係機関に依頼し、それを超える時は県若しくは応援協定を締結している他市町村へ要請する。

※2 公用車保有状況/資料編 11-7

《輸送機関一覧表》 (令和6年4月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
浜松市タクシー協会	中央区上島一丁目 11-15 ^(※3)	472-8419
静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部	浜名区横須賀 271 ^(※4)	587-8070
名 称	所 在 地	電話番号
(一社)静岡県トラック協会西部支部	中央区大島町 620	435-0109
(一社)静岡県トラック協会北遠支部	浜名区高園 171	584-3055
遠州鉄道(株)	中央区旭町 12-1	454-2211

※3 遠鉄タクシー(株)内
※4 外山タクシー(株)内

- 漁船への協力要請は、市災害対策本部^(※5)が次表の関係漁業協同組合に行う。

《漁業協同組合所属船一覧表》 (令和6年10月末現在)

名 称	所 在 地	電 話
浜名漁協本所	中央区舞阪町舞阪 2119-19	592-2911
同 雄踏支所	中央区雄踏町宇布見 9985-3	(雄踏支所) 592-1063
同 白洲支所	中央区白洲町 3864	
同 村櫛支所	中央区村櫛町 4260-8	
同 天竜支部	中央区遠州浜 3-38-12	426-0559
同 気賀支所	浜名区細江町気賀 11089-1	522-0054
天竜川漁協	天竜区米沢 273-1	926-0813

※5 産業部/農林水産班

- 浜名湖内において、災害時に避難者、緊急物資及び応急対策に必要な人員、資機材等の輸送が必要と判断された場合には、市は、（公財）浜名湖総合環境財団及び静岡県マリナー協会（西部支部）に対して協力を要請する。

《連絡先一覧表》

名 称	所 在 地	電話番号
（公財）浜名湖総合環境財団	中央区中央一丁目 12 番 1 号 静岡県浜松総合庁舎 10 階	458-6043
静岡県マリナー協会（西部支部）	湖西市入出字長者 1380 番地	053-578-1114

＜燃料の確保対策＞

- ・ 公用車両の燃料、その他市の応急対策を実施するために必要な燃料は、浜松石油業協同組合、静岡県 LP ガス協会等の協力を得て確保に努める。
- ・ 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、県に供給を要請する。
- ・ 給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

＜緊急輸送の調整等＞

- ・ 市及び防災関係機関の緊急輸送を円滑に実施するため必要があるときは、市災害対策本部において調整を行う。
- ・ 優先する順番は、①市民の生命の安全確保 ②災害の拡大防止 ③災害応急対策とする。

4 市長の要請と県の実施事項

- 市長は市において実施が困難な場合は、輸送の内容を明らかにし知事へ応援の要請を行う。

市長の要請事項	県の実施事項
・ 輸送の応援の要請	・ 県有車両、船舶の活用 ・ 自衛隊(陸・海・空)の要請 ・ JR の利用 ・ 海上保安庁への支援要請 ・ 運送業者等の車両借上げ ・ 民間船舶の協力要請 ・ 海上輸送連絡所の設置

第24節 交通応急対策計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、土木復旧部】

- この計画は、被災者、救援物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期すため主要交通路の確保、交通規制の実施、道路・橋梁等の応急復旧を行うことを定めたものである。

1 陸上交通の確保

(1) 交通確保の基本方針

- 道路管理者は、県公安委員会（県警察）と相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運営を図る。
- 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合において、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を記載した道路標識を設ける。
- 緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限する。
- 道路管理者は、県公安委員会が選定した緊急交通路、その他の道路が早急かつ円滑に利用できるよう、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）等必要な措置を行う。

2 道路管理者等の実施事項

(1) 主要交通路等の確保

- 主要な道路、橋梁、漁港等の状況を把握し、交通路の確保に努める。
- 災害発生の状態により、随時迂回路を設定する。
- 道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。
- 緊急輸送路及び幹線避難路の早期確保に努める。
- 応急復旧に要する重機械、資材、人員等を確保し、道路啓開に努める。
- 交通信号、電柱等が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会、電気事業者等に対し応急復旧工事の実施を要請する。

(2) 災害時における通行の禁止又は制限

- 道路管理者^(※1)は破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて、道路の通行を禁止し又は制限する。
- 市長は、他の道路管理者が管理する道路・橋梁で、通行が危険であると認められる場合は、その管理者及び警察に通報する。
- 警察は、当該情報により危険を防止するため、緊急の必要があると認める場合、道路交通法に基づく規制を行う。
- 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路看板等を設け、必要がある場合は、迂回路を設定し道路標識をもって明示する。
- 道路管理者は、通行禁止及び制限を実施しようとする時、又は実施した時は、直ちに管轄警察署長へ通知する。
- 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ、交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

※1 国土交通大臣（中部地方整備局長）、知事、市長

(3) 放置車両の移動等

- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合かつ、緊急通行車両の通行を確保するため

の緊急の必要があるとき、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行う（※2）。

※2 災害対策基本
法第 76 条の 6

（４）道路の応急復旧

- 道路の応急復旧実施責任者は当該道路の管理者とする。
- 市長は、市内の他の管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたしたときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。
- 市長は事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待ついとまがないときは、輸送の確保その他住民の利便を図るため、必要とする最小限度の応急復旧を行う。
- 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求める。
- 市長は、既設道路が著しい損傷により通行が不能となり、他に迂回路がなく仮設道路設置の必要が生じた場合は、所要の措置を講じる。なお、他の道路管理者が管理する道路を含む場合は、当該道路管理者と協議し実施の範囲を定める。

（５）経費負担区分

- 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。
- 市長が区域内で他の管理者に属する道路を、緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担する。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁をすることができる。
- 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、当該道路管理者と市が協議してその負担区分を定める。

３ 海上交通の確保

（１）情報の収集

- 市は、浜名漁業協同組合等の協力を求め、漁港施設の被害状況等について情報収集を行う。

（２）海上交通の制限

- 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。
- 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。
- 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

（３）海上交通確保の措置

- 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。
- 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講じる。
- 海上保安庁は、警報の伝達、排出油等の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講じる。

4 ヘリポートの設置

- 道路の損壊等の通行障害により陸での交通手段がなくなった場合は、ヘリコプターを利用することにより必要最小限度の輸送手段を確保するものとし、輸送に際しては、県、自衛隊と緊密な連携をとる。
- 原則として、あらかじめ指定した防災ヘリポート(※3)を利用し、これを利用できない場合は、別に定める要件(※4)に適合するものを利用する。
- ヘリポートに使用した用地等の損失補償については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定める。

5 交通マネジメント

- 市は、災害応急復旧時の渋滞緩和や交通量抑制のため、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が設置した「静岡県災害時交通マネジメント検討会」(以下、「検討会」という。)に参画する。
- 市は、平時から連携に必要な情報等を検討会の構成員と共有するとともに、連携強化のための協議や訓練の実施に努める。

※3 防災ヘリポート
所在地 / 資料編
11-1

※4 ヘリポートの具
備すべき条件/資料
編 11-4

第25節 文教対策計画

- この計画は、災害による学用品の喪失や毀損、文教施設の被害などにより教育活動等を行うことが困難となった場合、児童生徒に対する就学に必要な措置や、早期に教育活動を再開するための指針等を示すとともに、文化財及び社会教育施設の応急対策を進めるための事項を定めるものである。

【学校管理部、福祉
支援部、遺族・遺体
部】

1 教科書、学用品等の給与措置

- 市教育委員会は、「災害救助法」に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。

(1) 「災害救助法」の基準(※1)

対 象	費 用	期 間
住 家 の 全 壊 等 に よ り 学用品を喪失又は毀損し、 就 学 上 支 障 の あ る 小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 5,200 円以内 中学生 5,500 円以内 高校生 6,000 円以内	災害発生日から 教科書 1 か月以内 文房具、通学用品 15 日以内(※2)

※1 災害救助の内容
内容/資料編 22-1

※2 内閣総理大臣
の同意を得て延長
することができる。

(2) 実施方法

学用品給与の方法	・ 給与の対象となる児童・生徒の人員は、被災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別・学年別に正確に把握するものとする。 ・ 児童・生徒の判定の時点は原則として災害発生日とする。 ・ 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分するものとする。 ・ 通学用品、文房具は被害状況別、小中学生別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより購入配分するものとする。
----------	---

	・ 給与品目は各人の被災状況、程度等実情に応じ特定の品目に重点を置くこともできるものとする。 ・ 教材は教育委員会に届け出て使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与するものとする。
応急教育等の実施事項	・ 市有施設、近接小中学校や県立高校等を一時借用し、教職員を確保して分散授業又は二部授業により、実施する。 ・ 文教施設の応急復旧対策を進める。 ・ 学校給食について別に定める食料供給計画により実施する。

2 応急教育

(1) 基本方針

- 市及び市教育委員会は、学校等に対し、浜松市立小中学校・幼稚園防災対策基準により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、市は私立の学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- 市及び市教育委員会は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について必要がある場合は県へ要請する。
- 学校等は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急対策に係るマニュアル^(※3)を策定するとともに、対策を実施する。
- 中学生及び高校生は、教職員の指導監督のもと、学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧、救援活動等に可能な範囲で協力する。

※3 危機管理マニュアル(災害安全編)

(2) 災害応急対策

- マニュアルの作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の緊急避難場所・避難所指定の有無等を考慮する。
- マニュアルに定める項目は、次のとおりとする。
 - ・ 学校の防災組織と教職員の任務
 - ・ 教職員動員計画
 - ・ 情報連絡活動
 - ・ 生徒等の安全確保のための措置
 - ・ その他、各学校が実態に即して実施する対策

(3) 応急教育に際しての留意事項

被害状況の把握	・ 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。
施設・設備の確保	・ 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
教育再開の決定・連絡	・ 生徒等及び教職員の状況並びに学校等の施設・設備等の状況を総合的に勘案して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。また、教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
教育環境の整備	・ 不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に

	努める。
給食業務の再開	・ 施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
学校が地域の避難所となる場合の対応	・ 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・ なお、避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。
生徒等の心のケア	・ 生徒等が災害により様々な心の傷を受けることが懸念されるため、学校等は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を行う。 ・ 各学校は、被災者に対する SNS 等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 市長の要請と県の実施事項

- 市長は、市において教育の実施が困難な場合は、知事へ応援の要請を行う。

市長の要請	県の実施
応急教育の実施等への応援	・ 応急教育施設の斡旋確保 ・ 集団移動による応急教育の施設の斡旋及び応急教育の実施指導 ・ 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 ・ 教職員の派遣充当 ・ 学校給食に必要な食料等の調達

4 文化財の応急対策

- 文化財の所有者又は管理者は、各文化財の状態に応じ、災害に対処して措置を講じる。
指定文化財が被災した場合は、市または県に報告する。
- 静岡県文化財救済ネットワークに参加し、県内各市町教育委員会、文化財保護活用団体等との連携を進め、市内の文化財の被災防止と被災時の保護等に努める。

第26節 社会福祉計画

【福祉支援部】

- この計画は、市が被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備について定めたものである。

1 実施方法

事業	実施機関／協力機関	内容
義援金の募集・配分	市・県／市社会福祉協議会、市自治会連合会	・ 義援金の募集・配分 災害の程度を考慮して、市及び関係機関で募集・配分委員会を設け協議決定する。 ・ 配分の方針 対象者をり災者名簿により被害状況別、地区別に把握し、原則として被害状況別に一律方式により配分する。
生活相談窓口の開設	市(被害が大きい場合は県と共催)／県、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡)、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、日本赤十字社静岡県支部、浜松国際交流協会、その他関係機関	・ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
一時保護等	市	・ 社会福祉施設の入所者を他施設等へ一時保護のための斡旋を行う。 ・ 臨時保育所の開設の指導及び職員の斡旋を行う。
生活保護の適用	市	・ 被災低所得者に対して生活保護を適用する。
生活福祉資金の貸付け	社会福祉協議会(市、県)／市、県、民生委員・児童委員	・ 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付けを行う。 ・ 貸付額は、生活福祉資金貸付金制度要綱による。
母子父子寡婦福祉資金の貸付け	市／民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員	・ 貸付対象 被災母子・父子・寡婦世帯 ・ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条、31条、36条に規定する額
被災身体障がい児者に対する補装具の交付等	市／ ▼児童：民生委員・児童委員 ▼18歳以上：民生委員	・ 対象 被災身体障がい児者 ・ 交付等の内容 (1)災害により補装具を亡失又はき損した者に対する修理又は交付

	・児童委員	(2)災害により負傷又は疾病にかかった者の更生 医療の給付 (3)被災身体障がい児者の更生相談
災害弔慰金等の支給 及び 災害援護資金の貸付け	市	支給及び貸付対象 ・ 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族 ・ 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障がいを 受けた者 ・ 災害援護資金 被災世帯主 ・ 支給及び貸付額 災害弔慰金の支給等に関する法律第 3 条、 第 8 条、第 10 条の規定に基づき市が条例で定 める額
被災者(自立) 再建支援金の 支給	(財)都道府県会館 (県単制度は県)／市	・ 支給対象 被災者生活再建支援法第 2 条に定める被災 世帯 ・ 支給額 被災者生活再建支援法第 3 条に定める額

第27節 水防計画

- 水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、河川、湖沼、海岸の洪水、内水、津波及び高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資材の整備運用等について定める。
- 当計画の詳細は別に定める浜松市水防計画書による。

1 水防体制

(1)水防責任等

- 市は、市区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する(※1)。
- 市長、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる(※2)。

(2)水害等に対する配備体制等

- 水害等に対する警戒及び応急対策を行うための組織等は、第 3 節組織・動員計画の規定による。
- 水防団の組織及び管轄区域は、別に定める(※3)。
- 水防法第 20 条による水防信号は、第 1 信号から第 4 信号とし、別に定める(※4)。

2 気象又は水防に関する情報等の伝達

- 市は、静岡地方気象台等(※5)が発表する気象や津波、水防に関する情報を受けたときは、

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、土木復旧部】

※1 水防法第 3 条

※2 水防法第 24 条

※3 水防団の組織と管轄区域/資料編 6-4

※4 水防信号/資料編 6-5

※5 他に気象庁及び国土交通省浜松河川国道事務所及び静岡県。

これに応じた配備体制を整えるとともに、その内容を速やかに水防団、消防団に周知し、必要に応じ住民への広報等を行う。

- 気象業務法に基づき、静岡地方気象台は、大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報、洪水注意報及び洪水警報を発表し、並びに気象庁は津波注意報、津波警報及び大津波警報を発表する。

3 水位の観測及び通報

- 本市内の2級河川における水防団待機水位(通報水位)及び氾濫注意水位(警戒水位)は、別(※6)に示すとおりである。

※6 水位観測所/資料編 6-6

4 ダム

- 市内及び近隣のダムは、別に示すとおりである(※7)。

※7 ダム/資料編 6-7

5 水防施設器材

- 水防施設器材は、別に示すとおりである(※8)。

※8 水防倉庫及び資器材/資料編 14-1

第28節 隣保互助・民間団体活用計画

【災害対策本部事務局】

- この計画は、被災した地域の応急作業や復旧を市民とともに支援するため、民間団体等に応援協力を要請することを定めるものである。

1 要請の進め方

- 市長は民間団体の支援・協力を必要と認めたときは、必要な人員、作業の内容、作業場所等の内容を示し、次の団体等に依頼する。

自治会(※1)/自主防災組織(※2)/赤十字奉仕団/大学、専門学校、高校等(※3)/NPO団体、その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等

- 市は発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

※1 自治会連合会/資料編 13-1

※2 自主防災組織/資料編 13-3

※3 大学及び高校/資料編 13-2

第29節 ボランティア活動支援計画

【災害対策本部事務局、福祉支援部】

- この計画は、市が被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重するとともに、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会と連絡を密に行い、可能な限り支援することを定めたものである。

1 役割

- 市社会福祉協議会は、ボランティア活動に必要な人材、活動資金を確保するとともに、これを運営する。
- 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
- 市は、市社会福祉協議会が行う被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、必要な情報を提供する。

- 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要となる拠点を確保するほか、県、NPO、ボランティア等と連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。
- 市及び市社会福祉協議会は、平常時の人材の登録や研修、訓練、災害時におけるボランティアの受入調整等に係る体制を整備する。また、ボランティア活動上の安全確保の周知・啓発を図るとともに、被災者ニーズ等をボランティアに情報提供する方策等について整備を推進する。さらに、災害時において、意見交換を行う情報共有会議を開催するための体制整備を推進する。

2 災害ボランティアセンター等の設置

- 市社会福祉協議会は、災害時の被災者支援を円滑に行うため、災害ボランティア本部を浜松市福祉交流センターに、また被災状況に応じたきめ細かな支援を行うため、区ごとに区災害ボランティアセンター^(※1)を設置する。
- 本部は市社会福祉協議会が運営し、区の災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会地区センターが中心となり運営する。状況により、区内にボランティアの活動拠点として、区災害ボランティアセンターサテライトを設置する。

3 業務

《災害ボランティア本部》

- 全国社会福祉協議会との調整及び関東ブロック都県・指定都市社会福祉協議会等との災害協定に基づいた連絡調整
- 関係機関等との調整^(※2)
- 広報^(※3)
- 情報収集^(※4)
- 調査統計^(※5)
- 各種相談、問合せ等窓口^(※6)
- 区災害ボランティアセンターの各種支援^(※7)ほか、総務関係業務

《区災害ボランティアセンター・区災害ボランティアセンターサテライト》

- 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動希望者やボランティア派遣希望者の受付、ボランティアの派遣に係るコーディネート業務等を行う。
- 区災害ボランティアセンターサテライトは、ボランティア活動従事者の休憩所管理、ボランティア活動に必要な資材管理、活動現場からの情報収集等を行う。

※1 区災害ボランティアセンター活動拠点候補地/資料編13-4

※2 行政、社会福祉協議会、共同募金会、NPO、ボランティア団体等。

※3 災害ボランティアセンター情報の発行、マスコミ対応、ボランティア支援情報提供等。

※4 被災地・被災者、行政、社会福祉協議会、区災害ボランティアセンター等からの情報収集。

※5 ボランティア活動関係(データ、ボランティア活動保険加入者取りまとめ等)。

※6 ボランティア、区災害ボランティアセンター等に関する相談、問合せ、苦情等への対応。

※7 備品及び資材補充、人員管理等。

第30節 下水道災害応急対策計画

- 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

【上下水道復旧部】

- 管路施設については、被害の拡大や二次災害の防止のための調査、重要な区間の被害概要を把握し、必要に応じ応急措置を講じる。
- 各処理場・ポンプ場については、人的被害につながる二次災害の未然防止や薬品、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止等の緊急点検を行う。また、施設の暫定機能確保のための調査など被害状況の概要を把握して、必要に応じ応急措置を講じる。

第31節 市有施設・設備等の対策

- 災害応急対策の遂行上、重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、福祉支援部、物資管理部、土木復旧部、上下水道復旧部】

1 無線通信施設

- 災害により基地局用無線機が使用不能となった場合は、携帯無線機などを代用するほか速やかに応急措置を講じ、通信の確保を図る。

2 公共施設等

- 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。

市庁舎等	・ 防災上重要な庁舎(※1)の管理者は、施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう応急措置を講じる。
病院施設・診療所	・ 「本章 第 17 節 医療及び助産計画」に示す。
水道施設	・ 「本章 第 15 節 給水計画」に示す。
河川施設・漁港施設等	・ 施設の被害状況を確認し、必要に応じ応急措置を講じる。
ため池及び用水路	・ 施設等が決壊又は決壊の危険が生じた場合は、応急措置を講じる。
下水道施設等	・ 「本章 第 30 節 下水道災害応急対策計画」に示す。
道路	・ 「本章 第 24 節 交通応急対策計画」に示す。
廃棄物処理施設	・ 「本章 第 21 節 廃棄物処理計画」に示す。
工事中の公共施設、建築物、その他	・ 工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講じる。
コンピュータ	・ コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。 ・ コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ運用の再開を図る。

※1 本庁、区役所、行政センター、支所、市民サービスセンター、協働センター・ふれあいセンター、学校、消防庁舎、消防署所、保健所等。

第4章

復旧・復興対策計画

第1節 市・防災関係機関の活動

- 市は、復旧・復興対策組織を設置し、計画を作成することで、必要な対策を講じる。また、防災関係機関においては、市と調整を図りながら復旧活動を迅速に実施する。

【災害対策本部事務局、都市復興部、土木復旧部、上下水道復旧部】

1 浜松市災害復旧・復興本部

設置	・ 市長は、災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、浜松市災害復旧・復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。 ・ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・ 復興本部は市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮する。
組織及び使命・事務	・ 復興本部の編成及び運営は、別に定める。 ・ 復興本部が果たすべき事務の主なものは、次のとおりである。 ① 災害復旧・復興計画の策定 ② 災害復旧・復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ③ 県その他防災関係機関に対する災害復旧・復興対策の実施又は支援の要請 ④ 相談窓口等の運営 ⑤ 人心安定上必要な広報 ⑥ その他の災害復旧・復興対策

2 市災害対策本部との調整

- 復興本部は、災害応急対策との調整を図りながら、円滑な災害復旧・復興対策を推進するため、必要に応じ、市災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

3 防災会議の開催

- (1) 復興本部が設置された場合、必要に応じ、浜松市防災会議を開催し、情報の収集、伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。
- (2) 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲とする。
- (3) 防災会議は、復興本部との調整を図る。

4 災害復旧・復興対策会議

- (1) 市長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ災害復旧・復興対策会議を設置する。

(2)災害復旧・復興対策会議の構成及び運営は、別に定める。

5 他都市等に対する応援要請

- 市長は、他都市の応援を得て復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、他の市町村長とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。

6 県警察（浜松市警察部ほか市域を管轄する警察署）

- 社会秩序を維持するための活動^(※1)を行うほか、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるとともに、交通の確保対策^(※2)を行う。

7 指定地方行政機関

- 復旧・復興対策として講じる主要な措置事項は次のとおり

総務省 東海総合通信局	・ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ・ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ・ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
財務省 東海財務局 ^(※3)	・ 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講じるよう要請 ・ 地方公共団体において、国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する適切な措置
厚生労働省 静岡労働局 ^(※4)	・ 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 ・ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ・ 離職者の早期再就職等の促進(職業相談、雇用維持の要請等)
農林水産省 関東農政局 ^(※5)	・ 食料需給に関する情報収集及び災害時における農林水産省に係る関係機関、団体の被災状況の把握 ・ 農林水産省が所掌する応急食料・物資の支援要請状況の把握及び調達・供給支援 ・ 被災地の食料事情の把握 ・ 農林水産業に関する被害状況の把握
関東森林管理局 ^(※6)	・ 災害復旧用材(国有林材)の供給 ・ 国有林内の山腹崩壊、河道閉塞、林道等の災害の復旧について、工事の可否を検討し必要な調査・設計を行い復旧事業を実施する。
国土交通省 中部地方整備局 ^(※7)	・ 管轄する基盤施設(河川、ダム、道路など)が被災した場合には、被災状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施

※1 「共通対策編 第3章 第22節 社会秩序維持計画」及び「地震・津波対策編 第5章 第8節 社会秩序を維持する活動」に準じた活動。

※2 「地震・津波対策編 第5章 第9節 交通の確保対策」に準じた活動。

※3 静岡財務事務所

※4 浜松労働基準監督署、浜松公共職業安定所

※5 静岡県拠点

※6 天竜森林管理署

※7 浜松河川国道事務所

	する。 ・ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。	
国土交通省 中部運輸局 ^(※8)	・ 陸上輸送に関すること ① 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 ② 県からの要請に対する車両等の調達の斡旋 ・ 海上輸送に関すること ① 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 ② 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請	※8 静岡運輸支局
国土地理院 中部地方測量部	・ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図ること ・ 地理情報システムの活用を図ること ・ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施	
気象庁 東京管区気象台 ^(※9)	・ 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説	※9 静岡地方気象台
海上保安庁 第三管区海上保安本部 ^(※10)	・ 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の確認・指導 ・ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導	※10 清水海上保安部
環境省 関東地方環境事務所	・ 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ・ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	
環境省 中部地方環境事務所	・ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	
防衛省 南関東防衛局 ^(※12)	・ 所管財産使用に関する連絡調整 ・ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ・ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	※12 浜松防衛事務所

8 指定公共機関

(独)国立病院機構 ^(※13)	・ 病院における復旧・復興対策の推進	※13 天竜病院
日本赤十字社 ^(※14)	・ 日本赤十字社の義援金の募集・義援金配分委員会への参加 ・ 協力奉仕者の連絡調整	※14 静岡県支部
日本放送協会 ^(※15)	・ 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、人心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 ・ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施	※15 静岡放送局

	・生活再建支援策等を広報・PR する番組の的確な放送の実施 ・県外疎開者を対象とした災害関連情報番組の放送の実施	
中日本高速道路(株) _(※16)	・災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施することとする。 ・本復旧作業の実施に当たっては、市等関係機関と調整を図りつつ策定し、これを行う。 ・復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	※16 浜松保全・サービスセンター
東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	・災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施することとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。	
西日本電信電話(株) (株)NTTドコモ東海支社	・施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・復旧・復興事業の実施に当たっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	
岩谷産業(株) アストモスエネルギー(株) (株)ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ(株) ジクシス(株)	・LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送	
日本郵便(株)東海支社 _(※17)	・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 ・被災者に対する郵便はがき等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。	※17 浜松西郵便局 ほか市内の各郵便局
日本通運(株) _(※18) 福山通運(株) _(※19) 佐川急便(株) _(※20) ヤマト運輸(株) _(※21) 西濃運輸(株) _(※22)	・復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行	※18 静岡支店 ※19 浜松支店 ※20 浜松営業所 ※21 浜松元浜センター ※22 浜松支店
中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) _(※23)	・変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。	※23 浜松支社、浜北営業所ほか関係事業場。

	・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。	
電源開発(株) _(※24) 電源開発送変電ネットワーク(株)	・ 発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。	※24 佐久間電力所 ほか市内の各事業所。
KDDI(株) _(※25) ソフトバンク(株) _(※26) 楽天モバイル(株)	・ 施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	※25 中部総支社管理部 ※26 名古屋事業所
(一社)日本建設業連合会 _(※27) (一社)全国中小建設業協会	・ 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	※27 中部支部
(株)イトーヨーカ堂 イオン(株) ユニー(株) (株)セブン・イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	・ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	

9 指定地方公共機関

土地改良区	・ 管轄する施設(用水路、取水門等)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整する。 ・ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。	
サーラエナジー(株) _(※28)	・ ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。	※28 浜松支社

	に、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
(一社)静岡県 LP ガス協会(※29)	・ LP ガス等の設備器具が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
遠州鉄道(株) 天竜浜名湖鉄道(株)	・ 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
(一社)静岡県トラック協会(※30)	・ 復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
静岡県道路公社	・ 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状回復か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 ・ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
静岡放送(株)(※31) (株)テレビ静岡(※32) (株)静岡朝日テレビ(※33) (株)静岡第一テレビ(※34) 静岡エフエム放送(株)	・ 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、人心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 ・ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ・ 生活再建支援策を広報・PR する番組の的確な放送の実施 ・ 県外疎開者を対象とした災害関連情報番組の放送の実施
(公社)静岡県栄養士会	・ 要配慮者等への食料供給に関する協力 ・ 避難所における健康相談に関する協力
(一社)静岡県建設業協会他(※35)	・ 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

※29 西部支部、浜北地区会、浜松北地区会、浜松中地区会、浜松東地区会、浜松南西地区会

※30 西部支部、北遠支部

※31 浜松総局
※32 浜松支社
※33 浜松支局
※34 浜松支局

※35 (一社)浜松建設業協会、(一社)天竜建設業協会

10 その他防災関係機関

浜松商工会議所 その他商工業関係団体	・ 管内事業所の復旧支援(金融その他の情報提供)
浜松エフエム放送(株) 浜松ケーブルテレビ(株)	・ 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、人心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 ・ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ・ 生活再建支援策を広報・PRする番組の的確な放送の実施
(公財)浜松国際交流協会	・ 復旧・復興状況や生活再建支援策に関する情報の多言語化 ・ 外国人住民に対する広報

第2節 激甚災害の指定

- 大規模災害発生後に迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が法^(※1)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。
- 市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。
 - ・ 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
 - ・ 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出する。

【災害対策本部事務局】

※1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)

第3節 災害復旧・復興計画の策定

- 災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策について定めるものである。
- 災害復興計画は、単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指すことについて定めるものである。
- これらの計画を策定するにあっては、性別が偏ることなく、また障がい者や高齢者、外国人、その他要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努める。

【災害対策本部事務局、物資管理部、都市復興部、土木復旧部、上下水道復旧部】

1 災害復旧計画の策定

- 災害復旧計画は、第3章災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、概ね次に掲げる事業計画を作成する。
 - ・ 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ・ 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ・ 都市災害復旧事業計画

- ・ 上下水道災害復旧事業計画
- ・ 専用水道施設災害復旧事業計画
- ・ 公共用地災害復旧事業計画
- ・ 住宅災害復旧事業計画
- ・ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ・ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ・ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ・ 被災中小企業復興計画
- ・ その他の災害復旧事業計画

2 災害復興計画の策定

- 市長は、必要があると認めたときは、復興本部において災害復興計画を策定する。
- 復興本部には、関係部局長級以上により構成する災害復興計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を置き、所管課長級以上で構成する部会を設置する。
- 市長は、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、浜松市災害復興計画審議会を設置する。
- 市長は、計画策定委員会が策定した計画案を速やかに浜松市災害復興計画審議会に諮問する。
- 計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別により構成する。
- 計画の策定に当たっては、本市の総合計画等との調整を図る。
- 計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等の配布やインターネットを通じて市民に周知し、被災地の復興を推進する。
- 計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

【災害対策本部事務局】

1 予算の編成

基本方針	・ 復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針、編成方針等を定める。
財政需要見込額の算定	・ 被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ① 復旧・復興事業 ② 災害復興基金への出捐金及び貸付金 ③ その他

2 復興財源の確保

基本方針	・ 災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講じる。
国、県への要望	・ 復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置、宝くじ発行等について被災自治体が連携して国、県に要望する。
地方債の発行	・ 復旧・復興対策に係る膨大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、国等と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ① 災害復旧事業債 ② 歳入欠かん債 ③ その他
その他の財源確保策	・ 復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5節 復興基金の設立

【災害対策本部事務局】

- 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の復興基金の設立に協力する。
- 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 基盤施設の復旧

【物資管理部、都市復興部、土木復旧部、上下水道復旧部】

- 被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設（河川・道路・農業用施設など公共施設等）の迅速な復旧が必要不可欠であり、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況、既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。
- 基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

1 復旧計画の策定

市	・ 各基盤施設の管理者は、施設の円滑な復旧のための措置を講じるため、被害について調査し、県へ報告する。 ・ 各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ災害防止の観点も踏まえた復旧計画を作成する。
---	--

防災関係機関	・ 管理施設の円滑な復旧のための処置を講じるため、その被害について調査する。 ・ 被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。
--------	--

2 基盤施設の復旧

市	・ 復旧計画に基づき、国、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。 ・ 基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。 ・ 平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	・ 復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。 ・ 復旧完了予定時期の明示に努める。

【物資管理部、都市復興部】

第7節 都市・農山漁村の復興

1 都市・農山漁村復興計画の策定

(1) 基本方針

- 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠であり、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況、応急復旧状況、既存の計画、復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。
- 都市計画区域内の市街地、農山漁村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため都市復興基本計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
- 都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

(2) 都市・農山漁村復興計画の策定

- 復興本部に設置される計画策定委員会に、都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定め、都市復興基本計画及び集落復興基本計画からなる都市・農山漁村復興計画を策定する。

2 都市の復興

被害状況の把握	・ 市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
都市復興方針の策定	・ 市は、都市復興に向けての基本姿勢を示し、被災状況にあった都市復興方針を策定する。

緊急復興地区の検討・決定	・ 市は、被災状況を踏まえ、また県と連絡調整を図り、緊急復興地区の決定を行う。
建築制限の実施 ^(※1)	・ 市は、必要に応じ緊急復興地区を対象に建築基準法第 84 条による建築制限区域を指定する。 ・ 必要に応じ建築制限期間を延長する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案の作成	・ 緊急復興地区を対象に、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	・ 県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	・ 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 ・ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	・ 住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

※1 建築基準法第 84 条による。

3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）

被害状況の把握	・ 市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
集落復興基本計画の作成	・ 市は、県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案の作成	・ 都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
復興都市計画案等の作成及び実施	・ 都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
集落復興計画案の作成及び実施	・ 土木、農業、林業、漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し、実施する。
集落復興支援事業の実施	・ 住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

- 被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援する。

【災害対策本部事務局、保健医療調整本部、福祉支援部、物資管理部、家屋調査部、都市復興部】

1 災害弔慰金等の支給

基本方針	・ 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
支給対象者の把握	・ 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	・ 災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め支給する ^(※1) 。

※1 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく。

2 被災者の経済的再建支援

基本方針	・ 被災者が災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給、資金の融資等の経済支援を行う。
市	・ 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の取組を行う。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を積極的に活用するよう努めるものとする。 【県への報告】 ・ 死亡者数 ・ 負傷者数 ・ 全壊、大規模半壊、半壊住宅数 等 【被災者台帳】 ・ 氏名、生年月日、性別 ・ 住所又は居所 ・ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 ・ 援護の実施の状況 ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等 ・ り災証明書発行窓口を設置し、被災者から申請があったときは被

	災認定調査結果を基に、り災証明書を発行する。 ・被害認定調査の再調査等の窓口を設置し、再調査等の依頼に対応する。 ・被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う^(※2)。 ・被災者生活再建支援金の申請受付等について、被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等、必要な業務を行う。 ・市への義援金を受け付けるために、受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 ・市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う^(※3)。 ・国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。
社会福祉協議会	・生活福祉資金の災害援護資金の貸付けを、被災世帯を対象に実施する。
義援金募集・配分委員会	・義援金の統一的配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。 ・義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、配分状況を公表し、義援金の処理に関する監査を行う。

※2 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく。

※3 地方税法及び浜松市税条例に基づく。

3 恒久住宅対策

基本方針	・被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
住宅復興計画の策定	・住宅復興計画部会^(※4)を設置し、住宅復興方針等を定めた浜松市住宅復興計画を策定する。 ・策定に当たっては県の住宅復興計画を踏まえるとともに、県と連絡調整を行う。
住宅再建支援	・被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
民間賃貸住宅の供給促進	・民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替えや新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。
災害復興公営住宅に関する協議	・災害復興公営住宅の建設に関する役割分担について県と協議する。
住宅に関する情報提供	・相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。

※4 策定委員会の一部会。

4 雇用対策

基本方針	・ 公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため雇用維持対策を実施するとともに、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。
事業者支援の実施	・ 市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。
離職者への生活支援の実施	・ 雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長、手続きの弾力的措置の実施等を国に要望する。
再就職の支援制度の周知	・ 離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。 ① 職業訓練、能力開発等制度のPR ② 雇用開発助成金制度の活用の推進 ③ 合同就職説明会等の開催

5 要配慮者の支援

基本方針	・ 要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的変調をきたした被災者が、災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
被災状況の把握	・ 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 ・ 要配慮者の被災状況及び生活実態 ・ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	・ 災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対する支援を実施する。
福祉サービスの実施	・ 福祉サービスを提供している市施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を図る。 ・ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの実施を図る。 ・ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
メンタルヘルスケアの実施	・ 精神相談窓口を設置するとともに、巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を整える。
健康管理の実施	・ 応急住宅に居住する被災住民に対する健康支援を行う。 ・ 健康や栄養、口腔に関する相談等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報

基本方針	・ 被災直後の応急復旧期から復興期にかけて、生活再建関連施策に関する情報提供ニーズは継続的に生じる。このため被災者の一日も早い生活再建を促進するよう、必要な支援施策等の情報提供を積極的に行う。
生活再建支援策等の広報の実施	・ ラジオ、テレビ等のマスメディア、インターネット、「広報はままつ」等、市の広報媒体を用い、次のような生活情報等を整理し、広報する。 ① 各種相談窓口の情報 ② 災害弔慰金の支給等に関する情報 ③ 災害公営住宅等への入居や住宅再建支援策等に関する情報 ④ 被災者(自立)生活再建支援金に関する情報 ⑤ ボランティアに関する情報 ⑥ 雇用に関する情報 ⑦ 融資・助成情報 ⑧ 義援金の募集等 ⑨ その他生活情報等
外国人への広報	・ 市は、(公財)浜松国際交流協会等と連携し、多言語の情報を提供するように努める。
県外疎開者への広報の実施	・ 全国紙や全国版のテレビ・ラジオやインターネット、県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し災害関連情報を提供する。

7 相談窓口等の設置

基本方針	・ 被災者が、速やかに安全で安心できる生活を送られるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口等を設置する。
相談窓口等の開設	・ 相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を配置する。 ・ 相談窓口の設置に当たり、必要に応じ県に対して相談員の派遣を要請する。
相談窓口等の業務の遂行	・ 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

第9節 地域経済復興支援

【災害対策本部事務局、物資管理部】

- 被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細やかな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

基本方針	・ 経済復興を迅速に行うため、県、市及び民間が密接に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
産業復興計画の策定	・ 復興本部に設置される計画策定委員会に産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。 ・ 産業復興計画には、以下2から4の支援策を盛り込むこととする。

2 中小企業を対象とした支援

基本方針	・ 被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
中小企業の被災状況の把握	・ 各機関と協力し、中小企業の被災状況調査を行い、県へ報告する。 ・ 被災した事業者に対し、被災証明書を発行する。
支援制度、施策の内容の周知	・ 中小企業を対象とした支援制度、施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。 ・ 次の施策を必要に応じ実施する。 ① 相談所の設置 ② 電話相談の実施 ③ パンフレットの作成・配布
資金需用の把握	・ 中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需用を把握する。
事業の場の確保	・ 中小企業の事業の場を確保するため、必要に応じ、共同仮設工場、店舗等の建設等の支援策を実施する。
金融面の支援	・ 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、被災中小企業に対する災害復旧に係る融資を実施する。 ・ 融資を円滑に実施するため、県及び信用保証協会に対し協力を求める。
金融機関への協力の要請	・ 中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請する。
国、県への要請	・ 特例措置 ^(※1) 及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を、県を通じて国に要請する。

※1 中小企業信用保険法による特例措置。

3 農林漁業者を対象とした支援

基本方針	・ 被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図るとともに、経営、生活の維持・安定確保ため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。
農林漁業者の被災状況の把握	・ 農林漁業協同組合等の機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。
支援制度、施策の内容の周知	・ 協同組合等を通じ、農林漁業者を対象とした支援制度、施策の内容を県と連携し周知する。 ・ 次の施策を必要に応じ実施する。 ① 相談所の設置 ② 電話相談の実施 ③ パンフレットの作成・配布
天災融資法 ^(※2) に関する措置	・ 地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。
金融機関への協力の要請	・ 資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、農林漁業金融公庫、融資機関等に要請する。

※2 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	・ 地域経済の復興を迅速に軌道に乗せるのみならず、地域をより発展させるため、県や関係団体等と連携して、地域全体に好影響を及ぼす支援策を実施する。
イベント、商談会等の実施	・ 地域全体の経済活動を活性化させるため、必要な施策を検討、実施する。

第10節 風評被害の影響の軽減

【物資管理部】

- 市は、災害時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。
- 市は、県と協力して科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指数を用いた広報を実施する。
- 必要に応じて、本部長（市長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。
- 市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客を阻害する内容に対し積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を図る。